

平成29年9月定例会 総務委員会（付託）

平成29年9月27日（水）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時19分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「とくしま記念オーケストラ」を活用した音楽事業について（資料①）
- 外部団体への基金等の設置状況について（資料②）
- 指定管理者の公募に対する申請状況等について（資料③）

田尾県民環境部長

この際、3点御報告させていただきます。

まず、とくしま記念オーケストラを活用した音楽事業についてでございます。

お手元にお配りの資料1を御覧ください。

本件につきましては、さきの事前委員会におきまして開催概要や決算見込額、アンケート結果について御報告をさせていただきましたが、この度、演奏会経費の決算額が固まりましたことからその結果を御報告させていただくものでございます。

まず、1、演奏会の決算額ですが、7月に開催した二つの演奏会の事業費は、真ん中の列に記載のとおり合計3,131万1,000円と確定し、左側の列に記載の昨年度実績額3,514万6,000円から差引き383万5,000円の減少となりました。

その下には内訳として演奏会ごとの状況を記載しており、定期演奏会は、平成28年度決算額2,135万2,000円から本年度決算額1,626万6,000円へと508万6,000円の減少。クラシック入門コンサートは、平成28年度決算額1,379万4,000円から本年度決算額1,504万5,000円へと125万1,000円の増加となりました。

次に、資料中ほどを御覧ください。

2、経費内訳でございます。定期演奏会及びクラシック入門コンサート、それぞれの演奏会の昨年度と今年度の経費の項目別の金額及びその差引額を記載いたしております。

資料の左から3列目の演奏料から、楽器運搬費、旅費、楽譜・楽器借料等までの四つの項目が、さきの6月付託委員会で御報告させていただきましたアンサンブル・セシリアに支払われた項目に該当する部分であり、その合計額を表の右から2列目の小計①欄に記載させていただいております。

また、右端の列その他②欄に記載の金額は、同社以外に支出された金額をまとめたものでございます。

定期演奏会では、小計①欄の金額が、昨年度1,678万円から今年度981万1,000円へと

696万9,000円減少するとともに、その他②欄の金額が、昨年度457万2,000円から今年度645万5,000円へと188万3,000円増加し、事業費全体で508万6,000円の減少となりました。

クラシック入門コンサートでは、小計①欄の金額が、昨年度1,011万6,000円から今年度1,041万3,000円へと29万7,000円増加するとともに、その他②欄の金額が、昨年度367万8,000円から今年度463万2,000円へと95万4,000円増加し、事業費全体で125万1,000円の増加となりました。

続きまして、お手元の資料2を御覧ください。

外部団体への基金等の設置状況についてでございます。

県が外部団体に設置している基金及び基金に類するもので平成28年度末時点で残高があるものについて、表のとおり取りまとめを行っております。

このうち、県民環境部において所管する基金等につきましては、表の一番左側の番号、3番から10番まで計8基金となっております。

1 ページの下段を御覧ください。

まず初めに、3番、保育士修学資金等貸付事業につきましては、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の再就職支援等を行うため修学資金等の貸付けを行い、保育人材の確保を図るものでございます。

国の制度設計に基づき、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会に対して県が補助し貸付制度を設立しました。貸付決定の際には、団体内に設置する県をはじめ外部の関係者を含む保育士修学資金等貸付選考委員会において審議されております。

運用形態については、基金を貸し付けて繰り返し使用する回転型であります。保育人材の確保につながる一定の条件を満たせば返還免除となるものでございます。

平成28年度末の基金残高は、6億7,392万1,000円となっております。

2 ページをお開きください。

4番、退所児童自立支援資金貸付事業につきましては、児童養護施設等に入所中及び退所された方などに対し、自立支援資金の貸付けを行い円滑な自立を支援するものでございます。

さきの保育士修学資金等貸付事業と同様に、国の制度設計に基づき社会福祉法人徳島県社会福祉協議会に対して県が補助し貸付制度を設立したもので、児童養護施設退所等自立支援資金貸付選考委員会での審議により貸付けを決定しております。

回転型の運用形態であります。一定期間継続した就業実績があるなどの条件を満たせば返還免除となるものでございます。

平成28年度末の基金残高は、6,576万7,000円となっております。

5番、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業につきましては、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、必要な資金の貸付けを行いひとり親家庭の自立を促進するものでございます。

こちらもさきの二つの貸付事業と同様に、国の制度設計に基づき公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会への補助により貸付制度を設立したもので、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付選考委員会での審議により貸付けを決定しております。

運用形態も同様の回転型で、資金により取得した資格を要する業務に一定期間継続して従事するなどの条件を満たすことにより返還免除となるものでございます。

平成28年度末の基金残高は、8,191万8,000円となっています。

6番、文化立県とくしま推進基金につきましては、文化活動を通じて県内外の交流を推進し自信と誇りに満ちた徳島を実現していくための事業に充て、本県の文化芸術の普及向上を図るものでございます。

文化団体の代表、学識経験者及び関係機関の職員などで構成する文化立県とくしま推進会議において基金造成し、同会議において事業計画、予算等を決定して事業を実施しております。

運用形態については取崩し型で、平成28年度末の基金残高は、2億5,063万7,000円となっています。

3ページを御覧ください。

7番、平野文化振興基金につきましては、文化振興のためにという寄附者の意向を反映し日本舞踊や人形浄瑠璃等の舞台芸術の振興等に充て、本県の文化芸術の普及向上を図るものでございます。

県内在住者からの徳島県への寄附金を財源として、公益財団法人徳島県文化振興財団において基金造成し、同財団により寄附者の意向に沿った事業を選定し財源の一部に活用しております。

運用形態については基金を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てる運用型で、平成28年度末の基金残高は、9,064万3,000円となっています。

8番、スポーツ王国とくしま推進基金につきましては、スポーツ活動を通じて県民の元気を創造し活気に満ちた徳島を実現していくための事業に充て、本県のスポーツの普及向上を図るものでございます。

スポーツ団体の代表、学識経験者及び関係機関の職員などで構成するスポーツ王国とくしま推進会議において基金造成し、同会議において事業計画、予算等を決定して事業を実施しております。

運用形態は取崩し型で、平成28年度末の基金残高は、3億7,187万5,000円となっています。

9番、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金、いわゆるPCB廃棄物処理基金につきましては、PCB廃棄物の処分に係る費用負担が困難な中小企業者等に対し、処理費用の負担軽減のための助成を行うことでPCB廃棄物の円滑な処理の促進を図るものでございます。

独立行政法人環境再生保全機構法に基づき政府全額出資の独立行政法人環境再生保全機構において基金造成し、PCB廃棄物の適正な処理に関する特別措置法及び関係法令に基づき事務執行されています。

運用形態は取崩し型で、平成28年度末の基金残高は、381億663万4,000円となっています。

4ページをお開きください。

10番、石綿健康被害救済基金につきましては、石綿による健康被害を受けた者に対し、医療費や療養手当などの救済給付を行うものでございます。

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき独立行政法人環境再生保全機構において基金造成し、石綿による健康被害の救済に関する法律及び関係法令に基づき事務執行さ

れています。

運用形態は取崩し型で、平成28年度末の基金残高は、796億9,727万1,000円となっています。

最後に、指定管理者の公募に対する申請状況等について、御報告申し上げます。

お手元の資料3を御覧ください。

県民環境部におきましては、徳島県青少年センター及び徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の各施設につきまして、去る7月24日から県のホームページにおいて募集の概要を公表するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。

その後も8月上旬から各施設ごとに現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を行い、9月21日をもって申請書類の受付を終了したところでございます。

申請の状況といたしましては、徳島県青少年センターについては2団体から、徳島県立佐那河内いきものふれあいの里については1団体から申請がありました。

今後、提出されました事業計画書などの応募書類をもとに、指定管理候補者選定委員会において審査いただき、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、次期定例会に議案として提出いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告事項は以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

#### 井川委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

#### 樫本委員

まず資料1でございますが、とくしま記念オーケストラの7月演奏会の演奏料について、その経費が固まったということで、事前委員会では概算についての報告、また県民からのいろんなアンケートを集計したものもお伺いしたわけでございますが、今、詳しく部長から御説明を頂きました。

1点1点掘り下げて、これからお伺いをいたしたいと思えます。

まず確認でございますが、この決算額については、もう確定して全て支払が終わったという認識でよろしいのでしょうか。

#### 吉成文化創造室長

今回の7月演奏会の決算額につきまして、樫本委員から御質問いただいております。

先ほど部長から御報告させていただきました金額につきましては、決算額ということで金額としては固まったものでございます。一部、まだ最終的な支払手続が残っているものもございますが、金額的には確定したということでございます。

#### 樫本委員

まだ支払は残っているが、もうこの数字は間違いないということでした。

それでは前回、事前委員会で資料を提出いただいてから、何がどのように変わったのか。310万円の減だったのが383万5,000円の減となっているのですが、これについて説明を頂きたいと思います。

#### 吉成文化創造室長

差額につきまして、御質問いただいております。

事前委員会で御報告させていただきました各演奏会の見込額と今回の決算額を比較いたしますと、まず定期演奏会におきましては、1,650万円の見込みであったところ実績額は1,626万6,000円と、23万4,000円減少したところでございます。またクラシック入門コンサートにつきましては、見込額1,550万円と御報告しておりましたところ実績額が1,504万5,000円と、45万5,000円減少したところでございます。

この結果、両演奏会合わせまして見込額3,200万円であったところ最終的に3,131万1,000円となり合計68万9,000円と、約70万円支出額が減少したところでございます。その結果、昨年度の事業費との差額も310万円から383万5,000円へと約70万円広がったところでございます。

事業費が減少した理由につきましては、両演奏会とも事前委員会で御報告させていただいた時点から不用額を十分精査いたしまして、御報告させていただいたことによるものでございます。

#### 樫本委員

さきの6月の付託委員会で元請事業者からの協力を得てアンサンブル・セシリアに支払われた具体的な項目と金額について報告がありましたが、この資料で該当する部分を確認いたしたいと思います。

また、今年度の相当額と比較した額は幾らになるのか教えていただきたいと思います。

#### 吉成文化創造室長

樫本委員から、アンサンブル・セシリアに関する項目とその差引きの金額、またその内容ということで御質問いただきました。

演奏会の開催経費全体のうちアンサンブル・セシリアに関連する項目としては、今委員からもございましたように6月定例会の付託委員会におきまして御報告させていただいております。

元請事業者から聞き取りを行い確認した項目でございまして、資料の2、経費内訳の中に記載しております四つの項目でございます。それぞれの内容につきましては、まず表の左から3番目の演奏料につきましては、指揮者やソリスト、演奏者、コンサートマスターに演奏料として支払われた金額でございます。その右隣の楽器運搬費につきましては、陸路でありますとか空路で楽器を運ぶための楽器運搬費となっております。そのもう一つ右側の旅費・宿泊費でございまして、これは指揮者やソリスト、また演奏者などの東京からいらっしゃる関係者の旅費・宿泊費を計上しているものでございます。その右側の楽譜・楽器借料等につきましては、楽譜の制作、ステージマネージャーなど楽団スタッフ関係の謝金、東京リハーサル会場の使用料などが含まれているものでございます。

これらの金額をまとめまして、そのもう一つ右側の小計①の欄に記載してる額が、アンサンブル・セシリアに渡ったであろう額を記載しているところがございます。その昨年度と今年度の差額は、それぞれ表の最下段の差引きという欄に記載しておりますとおり、定期演奏会につきましては696万9,000円減少したところがございます。また、クラシック入門コンサートにつきましては29万7,000円の増加となっております、両演奏会合わせまして差引き667万2,000円、約670万円の減少となったところがございます。

#### 樫本委員

分かりました。事前委員会で支払額について、例えば演奏料は約120万円の減少であるとか、また旅費はパック旅行を使って約130万円の減額であったという話があったのですが、今回示された項目について、各項目ごとの増減の理由を説明いただきたいと思えます。

#### 吉成文化創造室長

樫本委員から、各項目についての増減の理由という御質問を頂いております。

まず、定期演奏会の経費内訳でございます。演奏料につきましては、これまで個々の演奏家の演奏の技術レベルでございますとか、演奏活動の実績、演奏会に向けた貢献度などに応じて演奏者に支払われていた基準がそれぞればらばらだったというものを今回、県のほうで直営するという形に改めまして、それぞれ演奏家のポストに応じまして、大きくは首席奏者とその他の演奏者ということでより簡素な形で演奏料を設定いたしまして、演奏者の方と交渉を重ねた結果により175万3,000円の減少となったものでございます。

楽器運搬費につきましては、演奏者のパート編成の相違でございますとか、旅費のパックの手配と併せたシートの手配、例えばヴァイオリンなど小さな楽器は飛行機の隣の席に乗せるわけですけど、演奏者の方にお話しいたしまして二つの楽器を1席に置いていただくなどの工夫もしていただき59万7,000円の減少となっているところがございます。

旅費につきましては、旅行代理店を通じましてパック旅行として手配したこと、また今回、演奏者の方には申し訳なかったのですが、東京から徳島間の旅費と、本県での宿泊費のみを対象としたところがございます、そうしたことから218万5,000円の減少となっております。

楽譜・楽器借料等につきましては、今回、定期演奏会におきましてメインの曲目でございました「展覧会の絵」を演奏したところがございますが、これにつきましては3月に開催された国際短編映画祭におきまして一度演奏したということもございまして、その楽譜譜面を用いたことによりまして243万4,000円の減少となったところがございます。

合計で、昨年度支払われていた項目について全てで696万9,000円の減少になっているところがございます。

次に、クラシック入門コンサートにつきましては、演奏料につきましては、演奏家の人数が増加したということもございまして55万9,000円の増加となっております。46名から65名に19名増加いたしております。

楽器運搬費につきましては、定期演奏会と同様の工夫をしたことによりまして29万

9,000円の減少となっております。

また、旅費につきましても演奏家の人数が増えたことなどによりまして82万6,000円の増加となっております。

楽譜・楽器借料等につきましては、昨年度と演出が異なるということもございますし、また東京から楽団スタッフの方がいらっしゃる人数も今回少なくなっております。78万9,000円の減少となったところでございます。

合計で、アンサンブル・セシリアに支払われていた項目について29万7,000円の増加となっております。

この結果、両演奏会合わせましてアンサンブル・セシリアに支払われていた項目について、合計667万2,000円、約670万円の減少となったところでございます。

#### 樫本委員

詳しく説明を頂きました。直営で今回、定期演奏会とクラシック入門コンサート事業をやって約670万円の減額につながったということですね。

定期演奏会の演奏料が175万3,000円の減額、旅費も218万5,000円、楽譜・楽器借料等が243万4,000円、このあたりが大きい減額の要因になっておるんですが、全部を直営でやられたからこういうふうになっているんだらうと思うんです。しかし、直営というのは皆さん方の人件費がこれには出ていない。人件費が相当かかっているのではないかなと思うんです。それはちょっとこの場では言えないだらうと思うんですが、そういうことをよく理解しておいていただきたいと思います。

とにかく、公共がやるのと民間がやるのとは相当違うと思うんです。皆さん方は公金を扱うわけですから、税をもって事業をしているのですから、その点を認識して人件費も余りかけないようにスピーディーに事務を運んでいただいて、なおかつ安いコストで一石三鳥ぐらいの大きな効果が出るように。今、知事がよく言っていますが、小さな投資で多くの効果が出るように、事業実施に当たってはこれをとにかく原点に、頭に置いてやっていただきたいと思います。減額されていることは、これはこれでいいと思うのですが、その影には皆さんのいわゆる賃金が入っている、手間が入っているという認識を忘れないでいただきたいと思います。

次に、今年度の定期演奏会とクラシック入門コンサートの演奏家の人数を再度、確認したい。ちょっと聞きづらかった部分があるので、教えていただきたいと思います。

#### 吉成文化創造室長

定期演奏会とクラシック入門コンサートの今年度の演奏家の人数ということでございます。

定期演奏会につきましては、今年度67名の演奏家の方々に演奏いただきました。

クラシック入門コンサートにつきましては、65名の演奏家の方々に御参加いただいたというところでございます。

#### 樫本委員

定期演奏会が67名で、クラシック入門コンサートが65名であったと。比較しますと、ク

ラシック入門コンサートのほうが2名少ないのですが、小計によりますと定期演奏会のほうが981万1,000円、そしてクラシック入門コンサートのほうが1,041万3,000円ということになっているのですが、人数が少ないほうが、金額は逆転して高いというのは、どういうことなのか教えてください。

吉成文化創造室長

ただいま、人数が少ないのにクラシック入門コンサートのほうが平成29年度の実績額が大きいというお話でございます。

これにつきましては様々な要因があるわけですが、今年度のクラシック入門コンサートにつきましては、徳島少年少女合唱団のミサ曲「平和への祈りー徳島ミサー」のオーケストラ版の初披露が行われたところでございます。このための同曲の編曲料、また楽譜に係る費用が増加したのに対しまして、定期演奏会につきましては、一度は演奏しております「展覧会の絵」を演奏したことから、経費が減少しているところでございます。

この結果、楽譜・楽器借料等のところで経費が逆転してございまして、その結果、小計欄の金額が逆転したものでございます。

樫本委員

分かりました、見えない部分があるんですね。

次に、旅費の245万9,000円、243万3,000円についてお伺いしたいと思いますが、経費の削減を図るためにパック旅行の設定でやったと。演奏家にとっては、フライトの変更とか大変使い勝手が悪い、便利が悪いのですが、安くするためにパック旅行を使ったという話を伺いましたが、ひょっとしたらアンサンブル・セシリアもパック旅行を使って安くしていたのではないかと。半額ぐらいになるんで利益になっていたのではないかとと思うのですが、そのあたりはどんなふう感じておられますか。

吉成文化創造室長

今回、県がパック旅行を使ったということで、アンサンブル・セシリアもパック旅行を使っていたのではないかとというお話でございます。

昨年度の旅費・宿泊費につきましては、一般的な航空運賃と宿泊費で積算をされていたところでございます。演奏家からも今回聞き取りを行ったところ、これまでの演奏会では本県への来県に際して、交通手段の変更、また前泊が必要になる場合でも変更が可能な状態であったということをお伺いしております。アンサンブル・セシリアが仮にパック旅行として手配をしていたとしても、演奏家の活動の自由度と申しますか、そういう違った動きに配慮した対応が取られていた模様でございます。

このため、こうした自由度に伴い発生する変更手数料やキャンセル料といった経費のリスクを勘案した上で、どのように手配を行うかは事業者の裁量によるものと考えております。

樫本委員

事業者の裁量による部分であって、詳細は分からないということなんですね。国税局でないので、そこまでなかなか調べるのには限界があるだろうと思います。

それでは次に、定期演奏会及びクラシック入門コンサートのその他の項目でございますが、それぞれ前年度の平成28年度に比べて、定期演奏会のほうは188万3,000円の増額、クラシック入門コンサートのほうは95万4,000円の増額というふうになっております。これは、なぜ上がっているのか具体的に説明いただきたい。

吉成文化創造室長

樫本委員から、その他の項目②について、前年度より今年度のほうが増額しているのはなぜかということで御質問いただいております。

その他の項目につきましては、アンサンブル・セシリアが携わっていた業務以外の経費でございます。この項目に含まれる内容といたしましては、会場の借上や設営、また楽団員の方の県内移動のバスの借上、またパンフレットやプログラムの印刷などが含まれているものでございます。これらの内容につきましては、徳島県文化振興財団に直接あるいは事業者へ委託して実施をしてきたものでございます。

今年度に金額が増加している理由といたしましては、定期演奏会におきましては、手塚治虫氏の「展覧会の絵」をシネマオーケストラで実施しておりまして、映像関係の機材、また会場設営に係る経費が増加したことによりまして、今年度のほうが増加している状況でございます。クラシック入門コンサートに関しましては、徳島少年少女合唱団のミサ曲の実施に当たりまして、関係者の方に来ていただいたりということで実費負担の支弁分が増加したことで増額しているものでございます。

樫本委員

私も見せていただいて、去年と中身が大分違っていたんだろうと思います。「展覧会の絵」というのは、映像と演奏とをうまくずれないで、あれはやっぱりプロの技ですね。本当に素晴らしいものを見せていただいて、これはお金がかかっている、時間がかかっているということがよく分かったのですが、もう一つは徳島少年少女合唱団も参加している、それでたくさん要ったんだというお話を頂きました。おおむねは了解をいたしました。

それでは、小計の欄に記載の金額の合計、つまり演奏料から楽譜・楽器借料等までの金額の昨年度と今年度の二つの演奏会の差額667万2,000円が、アンサンブル・セシリアの利益相当額に当たるものかと思うのですが、そのあたりどうですか。

吉成文化創造室長

樫本委員から、昨年度と今年度の差引額が、アンサンブル・セシリアの利益に当たるのではないかという御質問を頂きました。

今回の演奏会の実施に当たりましては、演奏家の演奏料、また旅費などの経費につきまして、県又は徳島県文化振興財団で直接交渉を行う中で経費の削減に努めてきたところでございます。中でも演奏料につきましては、大きく首席奏者とその他の奏者という区分をいたしまして謝金を払っており、これまでとは取扱いが異なっております。また旅費につきましても、経費の節減を図ったところでございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、演奏会によって演奏する曲目も異なっておりまして、それぞれ演奏会の特徴により支出される経費も大きく影響を受けるところでございます。このため、今年度の経費と昨年度の経費とを単純に比較することはちょっとできないと思っております。その差額を同社の利益と考えることはできないということでございます。あくまでも、それぞれの項目ごとの差額であると考えております。

#### 榎本委員

あくまでも差額であって、利益ではないと。こういうふうになら、結論付けられて説明されましたけれども、県はアンサンブル・セシリアの利益についてどう考えているのか。

また、今の答弁では単純に昨年度と本年度を比較できないとのことでした。それも分かるのですが、県の直営で演奏会に取り組んだ結果、感覚的にはどうなのか教えてください。

#### 吉成文化創造室長

榎本委員から、アンサンブル・セシリアの利益がどれぐらいだったのかということで、感覚的にはどうなのかというお話でございましたので、実際に演奏会に携わったところからということですが、先ほども申し上げましたとおり、単純に今年度と昨年度の差額をもって同社の利益相当額と考えることは非常に難しいのかと、それぞれ実施のやり方が違いますので難しいというように思っております。

全く根拠もない数字になりまして、委員からお話のとおり、あくまでも感覚的なものになるかも分かりませんが、両演奏会合わせまして約300万円程度の利益を得ていたのではないかという印象は受けました。

先ほど来の繰り返しになりますが、今年度は演奏料や旅費の取扱いについて県として節減に努めたということもございます。昨年度と取扱いも異なっております。また演奏する曲も異なっておりますし、人数、楽器の状況、演出に係る経費も相違がございます。先ほど委員からもお話がございましたとおり、県で直接、演奏家を手配、管理したことで、職員の事務量も大きく増えておまして、そうした人件費相当についても考慮する必要があるのかというようには考えております。

#### 榎本委員

300万円程度、アンサンブル・セシリアは利益を得ていたのではないかと感覚的に思うというお話が今ありました。そうしますと、皆さん方の超過勤務とか余分な時間、労力、そしてその経費は、ひょっとしたらそれより上回るのではないかと感覚的に思うんです。公務員の給与は民間よりもいいですから、高くなったのではないかとと思うんです。決してこれは、安くできたのではない。アンサンブル・セシリアにしてももらったほうが、民間のほかの人にやってもらったほうが安かったのではないか。透明性は上がりますが、そんな感覚も少ししました。

次に、これも事前委員会で中山委員が触れられたのですが、アンサンブル・セシリアの、いわゆる活動実績はどんなものか。徳島県の仕事をやっている間に、ほかの事業もやっていたのではないかとと思うんです。徳島県だけに特化してやっていたのでは、事務

所の経費も、そして自分の経費もなかなか充当できない。利益が300万円ぐらいと、全体の10%程度でしょう。普通だったら、もっと利益が出ないとやっていけませんよ。建設業でも5%の利益を出そうと思ったら、なかなかですから。民間企業の経営は今、本当に厳しい状況なんですよ。

そこで、どんな事業をされていたのか。活動実績について私からも聞きたいと思いません。分かっている範囲内で聞かせていただきたい。

#### 吉成文化創造室長

アンサンブル・セシリアが、過去にどんな事業を行っていたのかということで、さきの事前委員会で中山委員からも御指摘を頂きました。また、樫本委員からも今回改めて質問を頂いたところでございます。

改めてアンサンブル・セシリアにつきまして、今回7月の演奏会に参加していただいた関係者の方から、どのような仕事を行っていたのかお伺いしております。複数の方から、昔こんなことをしていたのではないかぐらいのお話でございましたが、中国の北京で開催された中日青年交流センターのこけら落としのコンサートでございませうとか、モスクワで開催されました日露国交回復40周年のコンサートなど、音楽文化を通じた国際交流事業に関わっていたようだというお話でございませう。また、愛知県で開催されました豊田スタジアムのオープニング記念コンサートをはじめ、国内で開催される演奏会やオペラに演奏者を派遣する業務に関わっていたとお伺いしたところでございませう。

#### 樫本委員

今、分かっている範囲内でお答えいただいたのですが、公共的な事業ばかりでしたね。民間の事業も絶対たくさんやっているはずなんです。例えば、今回の中身で300万円ぐらいの利益だろうという話なのですが、国税局が認定した金額というのは1億3,000万円だったでしょう。徳島県以外に相当の事業をやっているはずなんです。ひょっとしたら、彼女は10億円ぐらいの商いをしていたかも分からない。そうしないと1億3,000万円の利益というのは、なかなか出てこないだろうと思うんです。

それはそれとして、1億3,000万円認定したと言われておりますが、その税金の所管官庁であります国税局の認定であること、また捜査中の案件でもあり、もうこれ以上、精査をして調べていくのには非常に限度があると思うんです。国税局は聞いても絶対教えてくれない。これは確定してしまっているのですから、徳島県からの事業も踏まえて、他の事業もした、その売り上げた中で相当利益を得た。そして1億3,000万円という認定をして課税をしてと、もう結果が出ているんですね。もうこれ以上、なかなか進まないと思いませんので、このぐらいで置かなくてはならないのかと、限度があるのかと今、感じています。

そこで、これまでの議論を通じて、県が調べることはもうほとんど調べ尽くしたのではないかと。重要なことは、これから来年度に向けての事業をどうするのか。透明性の高い事業として、せつかくここまで定着しようとしている。県民の皆さんから、批判もありましたが高い評価も頂いた。これは、すばらしいものだとは感じました。そこで、これから先のことについて、どのように考えているのか教えていただきたい。

板東県民環境部次長

檜本委員から、今後の音楽事業に対する方向性という御質問を頂きました。

これまで我々といたしましては、音楽事業の活動ということで、県内の小中学校へのミニコンサートの開催、指導、あるいは学校のオーケストラ部等に対します演奏指導、あるいは音楽コンクールの入賞者とプロとの共演の機会といった形で、各種取組を行ってきたところでございます。そうした活動の中で多くの関係者の方からも、演奏に対する好評な意見、あるいはプロの指導する機会に対する良かったといった意見も頂いているところでございます。そういうことで、本県の音楽文化の裾野を広げる取組ということで努めてきたところでございます。

今回の事案の発生を受けまして、6月議会以降、皆様からの様々な御意見、御論議を頂いたところでございます。その中でも、今後県内の音楽関係者に対しての支援をするべきだとか、あるいは成果発表の場所をもっと設けるべきでないかといった貴重な御意見も頂いたところでございます。今後とも我々といたしましては、文化振興に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますが、そういった意見も十分踏まえる中で活動してまいりたいと思っております。

来年度の音楽事業といたしましては、今後予算編成に入っていくわけでございます。その中で様々な角度からの検討を進めてまいりますとともに、来年2月にはベートーヴェン「第九」アジア初演100周年のメモリアルコンサートを控えておりますので、それに対しましても、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

檜本委員

6月定例会からこの9月定例会に至るまで、とくしま記念オーケストラの問題について掘り下げて議論してまいりました。本当に県民の皆さんは、この事業を続けていただきたいというのが大方の御意見だろうと思っております。

しかし、この基金という性質上、非常に我々議会がチェックしにくかったということである。これから後は事業を実施していく上において、きちんと積み上げて、皆さん方、これは公金で県民の血税で実施されておる事業だとしっかりと肝に据えて、そしてより安く効果が大きくようになるように考えてやっていただきたいと思っております。

もう漫然とやるのでなくて、本当に税を扱っているという気持ちを肝に据えて、県民の期待するとくしま記念オーケストラ、そして音楽演奏会などを実施していただいて評価を頂くように、今後、名誉をばん回していただくように、どうぞよろしくお願いを申し上げ私の質問は終わりたいと思っております。

井川委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時10分）

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時13分）

それでは、質疑をどうぞ。

#### 中山委員

午前中に樫本委員から質問がありましたが、一言だけ。皆さんの努力で380なにがしかの減になってとおっしゃっていますが、事前委員会で聞いている範囲では大分、楽団員が減っているということなので、それを鑑みたら一生懸命努力はしているけれども、まだまだちょっと足りないと思います。先ほど、板東次長から2月に向けて一生懸命と。毎回、言っていることですがけれども、文化・芸術活動というのは県民の楽しみなので、是非とも続けてもらいたいと思っております。しかし、まだまだ詰めるところはあると思います。その辺のところもしっかりと詰めていただいて、より良いものを作っていっていただきたいと、これは強く要望したいと思います。お願いします。

外部団体に県が独自に造成した基金についての質問をしたいと思います。

さきの代表質問で我が会派の重清議員からも質問があって、本日の資料2に記載されているスポーツ王国とくしま推進会議に造成された基金について、まずはこの基金の造成目的と推進会議のメンバーについてお伺いしたいと思います。

#### 佐川県民スポーツ課長

スポーツ王国とくしま推進基金の造成目的と推進会議の委員についての御質問でございます。

この基金の造成目的といたしましては、スポーツの振興の担い手が県民自身であるとの認識のもと、従来の行政主体ではなく幅広く民間の知恵を取り入れながら柔軟な発想により、中長期的な視点に立って競技力の向上や子供の体力向上を推進し、また子供たちにプロスポーツを身近に体感してもらうことを目的に、平成23年7月に宝くじの収益金と県内企業、団体からの協賛金により基金をスポーツ王国とくしま推進会議に造成したものでございます。

その後の平成28年度には、3大国際スポーツ大会のキャンプ地と開催地の誘致を成功させ、スポーツによる国際交流の推進や県民の皆様が世界トップレベルのプレーをじかに体感するなどのスポーツ・レガシー創出事業を新たに加えたところでございます。また、障がいスポーツ振興のためのパラリンピック選手育成等の事業も新設したところでございます。

推進会議の委員につきましては、スポーツ関係団体から12名、企業から3名、マスコミから4名、大学から1名、市町村関係者2名、県関係者2名の合計24名で構成されております。また今年度から新たに、障がい者スポーツ協会にも加わっていただいたところでございます。

#### 中山委員

平成29年度の補助金が3,000万円と書かれていますけれども、今までどのくらいの金額の補助金をしたのかと、また事業費も併せてお伺いしたいと思います。

#### 佐川県民スポーツ課長

基金への補助総額及び事業費についての御質問でございます。

県から支出されました補助金の額につきましては、平成23年度3,000万円、平成24年度3,000万円、平成25年度4,100万円、平成26年度2億3,000万円、平成27年度3,000万円、平成28年度3億3,000万円、平成29年度3,000万円、合計7億2,100万円となっております。

また、基金の事業費についてでございますが、企業等からの拠出金事業を除きまして平成23年度につきましては約1,193万円、平成24年度につきましては約2,614万円、平成25年度につきましては約3,188万円、平成26年度につきましては約7,658万円、平成27年度につきましては約8,441万円、平成28年度につきましては約8,945万円、今年度の平成29年度は約2億192万円、端数の関係がありますが合計5億2,234万円となっておりますところでございます。

中山委員

ざっと伺いましたところ大体、補助金の金額が3,000万円だったのですけれども、平成26年度と平成28年度が飛び抜けて高くなっています。これは何か理由があるのですか。

佐川県民スポーツ課長

補助金の増額理由でございますが、平成26年度につきましては、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、競技力向上事業などに更に推進していくということで、通常の3,000万円にプラス2億円で2億3,000万円となっているところでございます。また平成28年度につきましては、キャンプ地開催地の誘致実現とスポーツ・レガシー創出に向けてという新たな事業が加わったこともありまして、3億円プラスの3億3,000万円に増額したところでございます。

中山委員

よく分からないので、もう少し詳しくどのような事業に使われたのかを説明していただきたいと思います。

佐川県民スポーツ課長

事業内容でございますが、平成28年度競技力向上としましては、国体天皇杯向上事業としまして、県体育協会へのスポーツコーディネーター配置又は各競技団体に対する助成事業といたしまして、ふるさと選手を活用した指導や国体への招へい事業、また遠征強化費の助成、オリンピック・パラリンピック選手輩出のための強化事業などに4,601万円を支出したところでございます。

また、子どもの体力向上事業としまして、子供の運動習慣確立と体力向上を図るための専門指導者の派遣や、中学校における有力競技の育成のための中学校体育連盟への助成、総合型スポーツクラブ等が実施します子供の体力向上への助成などに1,516万円を支出したところでございます。

また、スポーツを身近に体感させる事業といたしまして、プロスポーツ選手とのふれあい事業、総合型スポーツクラブが行いますジュニア向けスポーツ教室への指導者派遣などに259万円。スポーツ・レガシー創出事業としまして、3大国際スポーツのキャンプ地の

誘致活動費，国際スポーツ交流誘致イベントなどに2,526万円。そのほか事務費といたしまして48万円。合計8,946万円となっているところでございます。

平成29年度につきましては，先ほど4,601万円と答えました国体天皇杯順位向上事業につきましては9,989万円。子ども体力向上事業は1,516万円であったところが1,520万円。スポーツを身近に体感させる事業につきましては259万円であったところが340万円。スポーツ・レガシー創出事業につきましては2,526万円だったものが8,283万円。事務費につきましては60万円で，合計約2億192万円の支出となっているところでございます。

#### 中山委員

今，聞いた範囲の中で，昨年もですけれども国体天皇杯の順位が非常に芳しくなかったのも，そこから脱却するために事業費を大幅にアップしていると思いますけれども，他県と比べてこれだけ事業費をかけている県は，ほかにもあるのでしょうか。

#### 佐川県民スポーツ課長

他県との比較でございますが，他県が実施しました全国の調査によりますと，本県の今年度，平成29年度の競技力向上対策予算は，先ほどの金額に教育委員会の予算も含めまして約1億6,000万円となっているところでございます。

全国的にどうなのかというところでございますが，真ん中よりやや下位の順位となっております。実際，本県より人口が少ない県でも本県並み若しくはそれ以上の予算を計上しているところで，極端に本県が多いというところではなく，本県並み又はそれ以上使っているところが結構多いところでございます。

#### 中山委員

教育委員会と合わせて1億6,000万円と，かなりの金額になっていると思います。

私は，スポーツ振興議員連盟で度々国体の視察に行きまして，今年もこの30日に入場行進をしてくるのですが，行くたびにいろんな方から要望がありまして，事前委員会でもお伝えしたけどもフェンシングのマットとか，なにしろ道具が非常に古くて，古いものは東四国国体当時の備品をまだ使っているというふうなこともお聞きしました。また，私はゴルフもやっているのですが，ゴルフも道具の進化がすごく影響してくるんですよね。スポーツというのは，本人の技術はもとよりですが，道具。トライアスロンでも自転車によって全然タイムが違うんですね。

これだけの1億6,000万円のお金をどういうふうにするか，こさいは分かりませんが，やはり要望をもっと聞いてあげて，道具も新しいものにしてあげないと，なかなかタイムというのは上がってこない。人間の限界はどこも一緒だと思うんです。いろんな苦勞をしてトレーニングをしているのだけれども，最後でやはり差が付くのは道具です。それぐらい本当に道具は進化しているので是非とも，もっとタイムが上がるような形でお金を使っていたらいいと思います。

あと，今年，鳴門渦潮高校が甲子園へ行きましたよね。城南高校を甲子園に導いた森監督が鳴門渦潮高校に変わって3年目か，やっと思ったんです。甲子園に出られたというふうなことから見れば分かるように，やはりスポーツにおいて指導者の力というのはすご

いのかなと思いますので、もっと教育委員会と連携を密にして、指導者の適正配置ということも併せて行っていただきたいと思います。

そういうこともあって、新しい道具を買うのが大事だと思うのですが、ほかに何か成果を上げるようなことはされているのでしょうか。

佐川県民スポーツ課長

成果を上げるための内容ということでお答えさせていただきます。

先ほど委員のほうからお話があったように、去年は岩手国体で46位という大変、残念な結果に終わったところがございます。また今回、愛媛国体が30日から開会されますが、愛媛県を除く3県での四国大会予選となって、国体天皇杯順位を大きく向上させるチャンスということで昨年、国体が終わりました後の11月に教育委員会、また県体育協会と合同で2週間かけてヒアリングを実施したところがございます。委員から御指摘がありました施設環境面での要望を確認したり、重点的に強化支援すべき点、部活動指導者の配置、県外にいます有力選手や県内のジュニア選手の動向などを中心に聴取したところがございます。

スポーツ王国とくしま推進会議の意見やヒアリングのほうで、県外試合が少ないため最後の勝負弱さが出てしまうという点もございましたところから強化費の増額をしたり、先ほど委員から御指摘がございました備品について、ボート競技においては東四国国体当時のボートを使っていたりとか、またセーリングやカヌーのスラロームの女子は船がないので国体に出ることができないとか、またライフル射撃は次の国体からの新ルールに対応するための装置といった要望を受けたところがございます。

こういったことを踏まえまして、今回そういった点をそろえさせていただいたり、強化費を増額させていただきました。例えばラグビーでは昨年、全種別でブロック予選で敗退したのですが、強化遠征費を増額し、また予選突破につきましてこちらから厳しく意見を述べましたところ、今回の四国ブロック大会では、見事に全種別で予選を突破したところがございます。

また、ふるさと選手の活用が当県は全国で1番低いということで、県外で活躍するふるさと選手を活用するための予算も増やしたところがございます。これによりまして、ソフトボール女子では県外選手に入らせていただいて、また備品でバットなどを購入したりしまして5年ぶりに予選を突破したところがございます。

こういった形でヒアリングをしっかりと行った関係で、備品の整備とか強化費の増額が成果に現れているところがございます。今後とも、ヒアリングや機会を見つけ現場に赴いて、直接話を聞いて課題を的確に把握して、しっかりと事業に反映したいと考えております。

中山委員

今、いろいろ競技の成果をお伺いしました。事業費が大幅に上がって、それなりの成果が出ていると安心しました。今年は愛媛県での開催ということで、四国が3チームでの競い合いと、徳島県は門戸が少し広がり選手層も厚くなったと思います。先ほど申し上げましたように、30日は委員長、副委員長、選手団と一緒に堂々と行進していきたいと思いま

す。それで選手たちの士気をしっかりと上げていきたいと思っております。

ただ、助成もいろんなスポーツがあって、いろんな団体があると思うのですが、全ての団体に同じように事業費を割り当てられればいいのですが、そうはいかないと思います。いったい、どのような基準で事業費を振り分けているのですか。

佐川県民スポーツ課長

助成費の事業の決定の流れについて、御説明させていただきます。

助成費につきましては、各競技団体からの今年度こういうことをやるという年間の事業計画、それに対する必要な経費について申請書を提出していただきまして、その申請書に基づきまして外部の委員を含めた選考委員会で、事業の内容、前年度の国体での実績、今年度の展望、そういったものを審査項目に照らしながら、各委員ごとに点数を付して合計点により助成割合を決定しまして、申請された額にこの助成割合を掛けて助成額の案を事務局で決定し、スポーツ王国とくしま推進会議のほうに諮っているというところでございます。

また事業終了後は、各競技団体から領収書等を添付しました実績報告を御提出いただいているところでございます。その中身を精査した上で、最終的な各競技団体に対する助成金額を決定しているところでございますので、申請額をそのまま全部付けているということではなくて、それなりに成果が出ているところと、まだまだ頑張らないといけないところと差を付けて金額を決定しているところでございます。

中山委員

今、課長のほうから御答弁いただきました助成額の決定に際して、きちんと点数を付けてそれによって成果を見越しながら助成額を決定していると聞いて安心したところであります。それに加えて、実績報告をきちんと加味して、全て申請額どおりの助成を行うのではなく成績に応じて増減していくということで、適正に行われていると安心しました。今後も適正な運営をお願いしたいと思います。

次に、平成28年度から新しく基金の事業に加わりましたスポーツ・レガシー創出事業について、事業内容を教えていただきたいと思います。

佐川県民スポーツ課長

スポーツ・レガシー創出事業についての事業内容についてでございます。

平成28年度から新たに加わった事業でございますが、具体的に平成28年度におきましては、ラグビーワールドカップの事前キャンプ地に向けたジョージア訪問、東京オリンピックの事前キャンプに向けたドイツ訪問、また東京オリンピックの事前キャンプ地の誘致に向けたネパールからオリンピック委員会に来ていただいたときの視察、キャンプ地誘致のイベントなどとして、約2,526万円を支出したところでございます。

また今年度につきましては、まず4月のワールドマスターズゲームズオクランド大会の視察と、5月にジョージア代表監督に鳴門球技場等を視察していただきました。それと7月にドイツのハンドボール・ブンデスリーガのブクステフェーデSVによる、とくしま国際ハンドボール大会を開催したところでございます。また8月はドイツ柔道のU-18の代

表チームに鳴門アミノバリューホールに来ていただいて、強化合宿をしていただいたところでございます。また引き続き、今年度もニーダーザクセン州の柔道、カヌーの競技者との交流などをやってきているところで8,283万円の支出となっております。今年度からこの事業が本格化したという部分がありまして、昨年度に比べて大きく支出額が伸びたところでございます。

#### 中山委員

昨年、代表質問におきまして、キャンプ地誘致を積極的に進めてはどうかという質問をさせていただきまして、それがつながってスポーツ・レガシー創出事業が広がっていているのかと思っております。

しかし、この世界3大国際スポーツ大会というのは、我が県だけではなく、ほかの県も手ぐすね引いて待っているところがあると思います。他県においても本県と同じように外部の団体で誘致事業を進めている例があるのですか。その辺のところを教えてください。

#### 佐川県民スポーツ課長

本県と同じように、外部の団体で誘致事業を進めているかということでございます。

全国的な調査はないところでございますが、近県中心に聞き取りをしたところでは、同じように外部に実行委員会を立ち上げて誘致事業を行っている県としましては、愛媛県がラグビーのワールドカップ、鳥取県と長崎県がオリンピックについて、宮崎県がラグビー、オリンピック両方とも外部に実行委員会を立ち上げて誘致事業を行っているところでございます。

一方で、香川県、高知県、京都府、広島県では県予算に誘致関連予算を計上して、県が直接事業を行っているところがございます。

調査した際に、メリットなどもいろいろ聞き取ったところございますが、外部に実行委員会を立ち上げて誘致事業を行っているところでは、スピードを要する海外との交渉につきまして県予算で行うよりも機動的かつ迅速に行うことができるとの話があったところございます。

#### 中山委員

先ほど冒頭でも申しましたように、文化事業で県独自でやったがためにそんなに安く上がらなかったと。そういうことから、特に今度は海外との交渉となって、やはり迅速かつ機動的な対応が本当に必要になり、外部団体での誘致事業というのも一理あると思います。これからは是非とも、誘致活動を積極的に進めていただきたいと思いますけれども、現在、誘致状況はどうなっていますか。

#### 原国際スポーツ大会室長

3大国際スポーツ大会のキャンプ地誘致開催に向けた進捗状況ですが、ラグビーワールドカップにつきましては、8月に在日ジョージア大使をお招きしまして、受入環境や阿波おどりをはじめとする文化も御覧いただき、本県の理解を進めてるところでございます。

開場地及び試合日程が11月2日に決まる予定ということで、いよいよこの後、参加チームによりまず事前チームキャンプ地や公認チームキャンプ地の選定が行われます。本県はジョージア代表チームの誘致を進めておりますことから、代表監督の視察の際に指摘を受けました課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックでは、先ほど申し上げたとおりドイツからハンドボール及び柔道選手の来賓があり、特に柔道U-18代表選手団に対しましては、ドイツ総領事館よりダン副総領事がお越しになり選手やコーチ等に激励の言葉を頂いたところでありまして、次年度に向けてドイツ柔道連盟と協議を進めているところであります。また、カヌーでは那賀町とともに艇庫の整備を行い受入環境を整えているところでございます。

ワールドマスターズゲームズ2021関西では、さきの本会議で委員よりお話のありました大会の国内外のPR及び普及に向け、様々な機会を活用して情報発信をしてまいります。

さらに、参加者に満足していただける大会となりますよう、宿泊や移動手段に十分配慮し、障がい者の方にも参加が可能ではないかと検討をするなど、徳島に来て良かったと感じていただける大会の開催に向け、県内の競技団体や中央競技団体と協議を進めているところでございます。

#### 中山委員

今後とも、しっかりと事業を進めて、是非ともキャンプ地誘致を成功していただきたいと思っております。それに加えて、原室長とここにいらっしゃる何名かの方々と一緒にワールドマスターズオークランド大会を視察に行つてまいりました。本会議で言いましたように、やはり経済効果がかなり上がるし、魅力発信にもつながると思っておりますので、是非とも積極的な広報をこれからも引き続きやっていただきたいと思っております。

今まで、基金を活用した事業やその内容や予算規模、その成果や競技団体への助成の流れについて伺ってきました。こうやって一つずつ伺わなかったら、なかなかよく分からない。やはり透明性ということからも、もっと何とかしていかなければいけないと強く思いました。せっかく、競技力の向上やキャンプ地の誘致に積極的に取り組んでいただいているのに、その事業内容の成果の検証ができていないと思っております。さきの代表質問でも知事から透明性を高めるための見直しを図るとの答弁がなされましたが、今後、基金の透明性を高める見直しをどのように進めているのかをお伺いしたいと思っております。

#### 佐川県民スポーツ課長

基金の事業の透明性を高めるための見直しについてでございますが、先ほど委員のほうからも事業内容や成果の検証ができない、議会のチェックも働かないという御指摘も頂いているところでございます。このことから事業の執行に当たりましては、例えば事業計画を案の段階で議会にお示しするなど透明性を高めるための改善策につきまして、次の12月の定例会に向けまして、しっかりと検討させていただいて御報告させていただければと考えております。

#### 中山委員

是非、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズと、今スポーツに対する機運が非常に高まっている中で、文化もしかりスポーツもしかり、やはり子供たちに夢と感動を与えます。だから、しっかりと透明性を高めて今失墜しがちな徳島県、文化立県とくしま、スポーツ王国とくしまというのをもっと盛り上げるために頑張っていたきたいと強く要望したいと思います。

もう1点ですが、一般質問で自然エネルギー導入について質問いたしました。知事から、まちエネ大学が徳島県において11月を目途に開催するというふうな答弁を頂きましたが、まちエネ大学というのはどういうものなのでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、まちエネ大学についての御質問を頂きました。

まちエネ大学でございますけれども、経済産業省資源エネルギー庁が主催してございます。自然エネルギーを活用しましてビジネスとしていき、そのビジネスの担い手を育てる地域人材育成スクールというような位置付けでございます。これまで全国でも23か所で開催され700名を超える方が受講されてございます。

これまでは、四国での開催実績がなかったのですけれども、本県がこの度、四国で最初に選ばれ開催が決まったということでございます。

中山委員

四国初ということで非常に期待をしたいのですけれども、受講者はどういう人を対象にして、これがどのように自然エネルギー導入、また人材育成につながっていくのかを教えてください。

岡島自然エネルギー推進室長

受講者の定員は、20名から30名程度を予定してございます。

当然、年齢とか所属は問うところではございませんけれども、まずは自然エネルギーの事業化に非常に興味を持たれている方、具体的に申しますと、例えば県内の商工業者、農業を含めた第一次産業従事者の方、各市町村にも関わっていただきたいという意味では市町村の職員の方、あるいは地域創生ということにもつながりますので地域おこしという形でいろんな活動をされている方など、分野を問わずということでございます。そういう方で、特に自然エネルギーを使って地域の資源をうまく活用し産業を起こしていく、事業化につなげていくということに近い考えをされている方について、是非とも御受講いただいて、地域を担う人材という形で育てただけならと考えてございます。

今後でございますけれども、受講については、非常に実践的な内容になってございます。講師なども各地域で実際に事業化を先導してきた方たちをお招きをして、具体的な地域のビジネスプランを作成いただいてそれをファイナンス、いわゆる財政面とかの専門家にも見ていただいたりと、より実践的な講座ということで考えてございます。そういった講座を通じて、自然エネルギーを通じた地域活性化に結び付けていきたいと考えております。

中山委員

自然エネルギーの宝庫，まだまだいろいろなポテンシャルが残っておりますよね。それをやっぱり引き出すために人材の育成というのは，これから非常に大事になってくるかと思えます。

また，一般質問のときにも言いましたように，しっかりとゾーニングしてそれをまとめて，適材適所でないですけどそこに適したのはこういうことですよという提言も含めて，そういうことをリードできる人材づくりが今後大切になってくると思えますので，是非とも自然エネルギーをもっと利活用して経済の活性化をしていただきたいと思います。要望して終わります。

山田委員

私からも，とくしま記念オーケストラ問題などを中心に聞いていきます。

まずは，今日の樫本委員とのやり取りで確認がしたいのですけれども，川岸氏の脱税容疑期間の3年間で川岸氏が他県でした事業はということで，ここを3年間と限定しないと分からないわけで，先ほどいろんなことを吉成室長が言われたけれど昔の話もあるようにも思うので，この3年間で特定された中での業務はあるのですか。

吉成文化創造室長

山田委員から，アンサンブル・セシリアの過去ではなくて，ここ3年間程度の事業を何か把握したものがあるのかというお話でございます。

聞き取りした中では，過去の事業ということで皆さんからお話を頂きました。我々も東京国税局に今回の調査を踏まえて，同氏や同社に関する問合せも行ったところでございますが，捜査や調査に関わる情報ということでお答えいただけなかったところでございます。

このため脱税容疑期間において，本県以外で何か事業が行われてきたかどうかについては確認できなかったところでございますが，元請事業者からも協力を頂いて，本県の音楽事業に関しまして脱税容疑期間に同社へ支払われた金額は3億6,800万円であると御報告させていただくなど，県としてもできる限りの調査を行ったものと考えております。

山田委員

つまり，3年間では特定できなかったということですね。仮になかったとしたら3年間で1億3,000万円の所得ということで，アンサンブル・セシリアのこの間の事業費は今言われた3億6,800万円ということですから35%ぐらいの利益率ということになるわけです。

今回は県の直営ですから，川岸氏の所得分が当然減額されるはずということで低く見積もっても対前年から比べて，この前年もおかしいと思うのですがそれは後で聞くとして，単純計算でこの比率からいくと1,000万円ぐらいが出てくるということになる。この単純計算の3年間の事業費と所得との関係，そして今報告された数値，吉成室長はどういうふうに思われますか。感想的には300万円ぐらいかなと言うけれども，本当にそうかと私は

素朴な疑問があるのですけれども、川岸氏は3年間以外でもうけていたのかではないかと思うのですけれどもいかがなものでしょうか。

吉成文化創造室長

繰り返しの答弁になるかも分かりませんが、我々も国税局などを通じまして所得の情報について問合せを行わせていただきましたが、情報についてはお答えいただけなかったというところがございます。

同社がこの3年間にどのような事業を行ってきたか確認できなかったということでございまして、所得につきましては、もちろん国税局が決定、認定された1億3,000万円は企業所得ということで認識はいたしておりますが、その間にどのような事業を行っていたかということは確認できなかったということでございます。県としてもできる限りの調査を尽くしてまいりましたというところがございます。

山田委員

できる限りの調査を行ってまいりましたということですが、私が思うのは、13倍に膨れ上がったとくしま記念オーケストラの事業費の流れ及び川岸氏が事業に関わってきた経緯が不透明で、県民の皆さんからもそう思われているわけです。しかし今日の話だったら、一生懸命調べたけどこれ以上分からないと。樫本委員もそれに近いことを言われていますけれども、とてもそんな状況とは言えないと私は思います。まだ疑惑はどんどん膨れているのに、一つも分からないできている。おまけに情報公開についても、きちんと県議会にも県民にも明らかにしないといかんのにそれも明らかにされんという問題もあるというように思います。

そこで、具体的な問題についても踏み込んでいきたいのですけれども、事前委員会でもお伺いしました平成28年度のとくしま記念オーケストラ第5回定期演奏会、実は契約で平成28年4月15日には1,815万円余りという委託料でした。それが平成28年7月1日に変更契約で2,038万円ということで222万円余増えて、増加率112%。その中で、単に金額が増えただけではなくて、ポスター・チラシ等の制作、配布、駐車場整理、フロントスタッフの手配、演奏使用料は除くというように事業内容は後退しているんです。後退しているのに額が上がっているということですが、これは事前委員会的时候には調査して報告しますということですが、どういう原因ですか。

吉成文化創造室長

山田委員から事前委員会の際に、昨年度の定期演奏会について増額変更になっているのだけれども、仕様書には減額の要因しか記載されていないということで御質問を頂きました。

まず平成28年度の定期演奏会につきましては、先ほど委員からもお話がありましたように4月15日付けで第1回目の委託契約を締結いたしまして、その後7月1日付けで変更の契約を行っているところがございます。

変更の理由につきましては、3点ございます。まず1点目、当初の契約時点では演奏家の人数に不確定の要因がございましたことから、当初は演奏家の人数について、概数70人

として契約を結んでおりました。その後、演奏家の人数が80人に確定いたしましたことから、内容を変更して契約したものでございます。

また入場料収入につきまして、当初契約では金額が未確定であったことから、今回減額にかかった分が入場料収入で充当したところになるのですが、その入場料収入をチラシ・ポスター等の製作、配布、駐車場整理等に充てるということで7月の変更契約におきまして減額にしたところでございます。

さらには、定期演奏会の録音記録というのを、今後の演奏会に活用するというところで録音業務を追加して7月1日付けで契約いたしております。

演奏家が増員になったこと、また録音業務が増えたなどの要因がございまして、トータルで1,815万円から2,038万円と約223万円の増加となったところでございます。

#### 山田委員

223万円の増加になったのは今のような理由で、我々検証の立場がないので一応聞き置くことにして、更に驚くことは平成28年度のベートーヴェンの第九演奏会です。事前委員会のときに少し頭出ししましたが、当初契約では平成28年5月2日に2,100万円、そして8月31日に変更契約して、再変更契約で4,000万円という状況になりました。これは何で増えたのですか。

#### 吉成文化創造室長

ベートーヴェン第九演奏会の契約でございます。まず5月2日付けで2,100万円の契約を行っております。この第九演奏会につきましては地方創生推進交付金を充てておきまして、まず地方創生推進交付金の交付決定が遅れる中で必要最低限の業務を契約して進めていかなければならないことから2,100万円の契約を5月2日に行ったところでございます。

その後8月31日に、同額でございますけれども2,100万円で一部業務を再整理いたしまして契約の変更をしております。その後12月27日付けで1,900万円の増加をいたしまして4,000万円の契約をいたしております。これにつきましてはボーカロイドの活用ということで、初音ミクを活用するといったことに伴いまして増額になったところでございます。

#### 山田委員

2,100万円が4,000万円になったというだけだったら、これも190%ものアップですからすごいのですが、実はこの8月31日の変更契約は、映像コンテンツを当初2,100万円の中に入れていたのですがこれを落としたんです。

9月に第九演奏会のほうで市民オンブスマンが情報公開をした中身にも相当するわけですが、平成28年9月1日時点で5,350万円を当初契約した。それがまた変更契約で7,110万円と1,760万円アップしたという状況になりましたね。これは間違いないですか。

#### 吉成文化創造室長

まず第九演奏会の契約につきまして、少し御説明させていただけたらと思います。第九演奏会の契約につきましては、当初の予算編成の段階から国の有利な財源を活用するとい

うことを念頭に進めておりました。このため国において新設される地方創生推進交付金を活用することとして進めてまいりました。

しかしながら、年度当初におきまして国の交付金の根拠となる地方再生法の一部を改正する法律の施行が遅れますとともに、交付要綱の制定にも遅れが生じまして詳細な要件が分からない中、事業の着手に迫られている状況でございました。国の説明会等におきましては、原則国の交付決定前の事業着手は認められないということでもございましたが、ただ事業着手を遅らせると事業目的に重大な支障が出る場合には事業着手について検討するということが示されておりました。

第九演奏会におきましては、規模も大きく早急に取り組む必要があることから、交付決定前に内容に応じまして必要最低限の額で2件の契約を締結しております。今、山田委員がおっしゃった以外にもう一つ合唱レッスンを行う契約を締結しております。5月10日付けで1,500万円の契約をしております。もう一つは第九演奏会に向けた特別演出の検討をする今2,100万円と委員がおっしゃった契約でございます。

この契約につきまして5月2日交付決定前でございますが、必要最低限の額2,100万円の契約を行っております。その後8月30日になりましてようやく地方創生推進交付金の交付決定を国から受けたということで、その時点で業務内容について再整理をし、そうしたことを踏まえまして9月1日付けで5,350万円の契約を結んだところでございます。今委員がおっしゃった5,350万円の契約を、その後1月19日に変更契約いたしまして7,110万円で最終は契約を結んでいるといったところでございます。

#### 山田委員

だから事実ということですね。よく分からないので、もう1回整理して教えてください。当初2,100万円、そして1,500万円等々が入っている。しかし出口では、それが1億1,110万円になったわけでしょう。そういうような当初の見積りと出口、実際にかかった費用を端的に御報告いただけますか。

#### 吉成文化創造室長

今、山田委員から御質問がございました第九演奏会でございますが、原因は今申し上げました地方創生推進交付金の交付決定が遅れたことに伴いまして、事業を再整理した中で契約本数が増えてきたことにつきましては御理解いただきたいと思います。

まず5月2日に2,100万円の契約を結びまして、この契約につきましては8月31日に同額で契約の変更をし、更に12月27日に1,900万円増額をして4,000万円として契約を結んでおります。

もう一方の5月10日に契約をいたしました合唱指導、演出等の事前調査につきましては1,500万円で契約をして、これにつきましては変更はございません。

それから更に交付決定後の契約となりますが、9月1日に事業を再整理いたしまして5,350万円で契約を結び、最終1月19日には7,110万円で変更契約を行っております。この結果、契約額の合計といたしましては1億2,610万円となっております。

#### 山田委員

事前調査の契約は別にしましょう。中心は、いわゆる第九演奏会と映像作成が2本の大きな柱です。この2本の柱だけを見たら2,100万円が1億1,110万円に5倍に跳ね上がったというように私が委託及び変更契約等々を見たらなっているのですけれども、これは間違いないですか。

吉成文化創造室長

今、山田委員から、合唱指導また事前調査の契約を除いてということでございます。5月2日が1本目の2,100万円の契約でございます、その後4,000万円に変更になっています。

第九演奏会実施業務につきましては、国の交付決定を受けまして事業計画を整理する中で5,350万円の契約をいたしまして、最終7,110万円の契約をしております。

当初は2,100万円で、これは交付決定を受けていない中で基本的には事業を最小限の範囲で契約したものでございます。委員がおっしゃるように、最終は1億1,110万円の契約になっております。

山田委員

確かに交付決定で小さくという面はあるにしても、5倍に膨れ上がっているんです。変更契約等々でという状況です。いったい積算が適正なのかということについては、疑問がどんどん広がると今の話を聞いていて思います。

あわせて、第九演奏会実施業務の委託部分を今聞いてきました。この事業費の総経費と当初の段階ではどういう予算が組まれていたのかということも御報告いただけますか。

吉成文化創造室長

まず県予算でございますが、当初予算で8,950万円の予算を頂いております、補正予算で3,660万円。これは1,500万円の合唱指導も含まれておりますが、それを含めて増額をして最終1億2,610万円の予算をお認めいただいております。

山田委員

当初予算の計上からやはり大幅にアップしているんですね。もう一つこの問題で聞いておきたいのは、最初の分の経費の内訳です。委託料、文化立県とくしま推進会議からの負担金ほかということになると思いますけれども、その事業経費の内訳を教えてくださいませんか。

吉成文化創造室長

すみません、今山田委員からお話ございました県予算でございますとか、あといろいろ負担金とかその内訳ということでよろしゅうございますでしょうか。

井川委員長

小休いたします。（14時06分）

井川委員長

再開いたします。（14時07分）

吉成文化創造室長

第九演奏会につきまして、県予算が1億1,492万1,000円。文化立県とくしま推進会議からの負担金が6,850万632円、チケット収入につきまして298万9,120円となっております。

山田委員

委託料が1億1,492万円、文化立県とくしま推進会議からの負担金が6,804万円と聞いておったのですけれども、そのような状況だと、これは吉成室長からもらった資料です。

とくしま記念オーケストラ事業の分からない点は、同じ事業で県が委託料及び文化立県とくしま推進会議の基金での負担金、このように分けて出されているわけです。どうしてこれを分けて出すのか。どんな項目で、何で分けるのか。分ける基準みたいなものがあつたら教えてください。

板東県民環境部次長

基金を含めて文化事業の財源の構成の仕方という御質問かと思えます。

先ほど来、基金の不透明な議論ということで数々の御指摘を頂いたところでございます。まず文化立県とくしま推進基金を造成していただいた段階で、我々といたしましては宝くじ収入を原資とした基金を有効に活用するというところで、基本的には予算編成過程の中で、次年度の計画を作る中で、財源としては基金を中心にやると。そのほか、企業メセナ、外部の資金、あるいは国費の活用ということが図られる場合は、その部分は一般会計で計上するというような大きな流れの中で、一部例外はございますけれども事業実施をしておったところでございます。

今回、山田委員から御指摘いただいております第九演奏会の事業につきましては、かなりの事業規模ということで様々な資金を導入し非常に複雑な形になっております。ただ、その一体的な調整ということで徳島県文化振興財団で併せて契約等をするという共催の形で実施しているといったところでございます。

山田委員

今、板東次長が答えられたので、基金の問題についても聞いていきたいのですけれど、今日も議論がありました。スポーツのほうにも両方聞きます。もともとの原資は二十一世紀創造基金で、スポーツと文化に流れた。そして推進会議という団体をかました任意の基金で運用をしているということですのでけれども、他県でも同じような事例があるのですか。それかオンリーワン徳島なんですか。

佐川県民スポーツ課長

全国的に調査をしたことはないのですが、大分県で競技力の会議を外部に設けまして、外部の任意団体としてやっている事例は承知しております。

基金という形を使っているかどうか、そこまで詳しくは承知してないところでございま

す。

板東県民環境部次長

調査したことはないのですけれども、私の記憶では聞いておりません。

山田委員

つまり事実上、この両方の基金はオンリーワンなんです。条例のある基金から条例がない基金に移し替えているのだから、全国的にはそんなこと絶対しません、当たり前です。それにしがみついている、どうしてかという疑問が当然出てきますよね。

それと、もう一つ基金の問題で指摘しておきたいのは国の動向ですけれども、これは経営戦略部のほうでも議論して財政課長ともやり取りしました。国は、補助金等の交付による公益法人等に造成された基金、いわゆる補助金基金の見直しを2004年度から開始しております。事業の目的が失ったものもありますけれども外部のチェックが働きにくい、今言われているような問題があるということで2006年8月には原則として10年を超えない範囲内で事業完了するなど基金基準が閣議決定されています。また2014年6月に閣議決定された基本方針2014は、財政課長も委員会で答弁しました。基金は利点もある一方で執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては財政規律の観点から厳に抑制するという方針も示されています。これは国の補助金による基金の定めで、地方自治体は独立という面はあるものの当然、地方自治体にとっても重要な指針となるというふうに思います。

文化立県とくしま推進基金は、2008年度から県が基金造成を行って約10年たつわけですが、取崩し型補助金と先ほど説明がありました。基金を取り崩して補填分を追加するなら基金として積み上げておくよりも、やはり通常経費としてきちんと出したら議会のほうは全部チェックがかかるわけです。本来そういうふうな格好へ持って行くのが筋ではないか。こんな訳の分からない基金を議会で説明しますといっても、結局こういう変更事業等々もあるわけですから、きちんとやはり一般政策経費の中で行うということが必要ではないか。何のためにつくったのか。これは知事が会長で、知事と相談して補助金要綱では運用するという事になってます。議会に諮らずにそういうことができる基金ということでみたら、議会に報告するという事だけでは済まないと思うのですけれども。

この国の流れを、スポーツにしても文化にしてもどういうふうに受け止められ、当然アンテナの高い皆さんですから御存じだと思うのですけれども、その辺をどういうふうに認識されているのかお伺いします。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進基金に対する御質問でございます。

文化行政におきます特性といたしまして、ある程度のスパンで事前に着手する必要があるということがまず1点と、特にオーダーメイドのイベントあるいは演奏会等につきましては、非常に一つの演出が変わることによって経費面も含めてになると思うのですけど、大きな変動要素を含んでいるといったことがございます。それと文化立県とくしま推進基金の設立趣旨で過去にも御答弁させていただきましたけれども、行政主体ではないという

一方で、文化団体といいますか行政的じゃない部分をいかに取り入れるかといったメリットも踏まえて、基金事業ということでこれまで取り組んできたところでございます。

山田委員から、国の基金事業全般に対する見直しの時期、あるいは今後の方向性といったようなお話だと思えます。我々といたしましても、これまで様々な議論を頂く中で本会議でも御答弁させていただきましたが、まずはいかに計画の段階で議会の皆様にお諮りできるかといったところで例示させていただいたところでございます。今後、予算編成の過程を迎えるわけでございますけれども、その中でこういった形でより透明性が図れるかといったところを今現在、検討しておるところでございます。

先ほども申しましたが、基金事業ということのメリットも一方でございますので、そのメリットとデメリットといったところをあらゆる角度で検討する中で、こういった方向が出るかといったことをまとめてまた御報告させていただければと思います。

#### 佐川県民スポーツ課長

スポーツのほうにつきましては、スポーツの振興も従来の行政主体型ではなく、行政の枠を越えて経済界、マスコミ、大学など幅広い民間の知恵を取り入れながら柔軟な発想のもと、中長期的な視点に立って競技力向上や子供の体力向上を推進するというところで基金を造成したところでございます。

さらに、3大国際スポーツ大会のキャンプ地、開催地の誘致につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、誘致対象国との急な対応など単年度予算でなかなか困難な部分がありますことから、これらに柔軟に対応するため推進会議に基金を設置しているところでございます。

繰り返しの答弁になりますが、基金のほうのメリットもありますので、そういったところも勘案して基金で事業をしているところでございます。

#### 山田委員

今、お二人から答弁を頂きました。全国どこでも文化にしてもスポーツにしても、いろんな形で力を入れています。しかし、そういうところでも任意団体中心の条例に定められない基金を用いているのは、どうやらオンリーワン徳島だけというふうな状況になっている。だから幾ら強調されてメリットはと言われても、全国がそれで飛びつくのだったら話は分かるのだけれど徳島県だけなんです。だからこの点をしっかり踏まえた上でしないと、やはりまずいと思います。

そういう面で、この文化立県とくしま推進基金についても不透明な状況をつくった知事は、自らの責任には全く触れておりません。結局、とくしま記念オーケストラ事業への資金の流れの不透明さというのは、知事を会長とする任意団体の文化立県とくしま推進会議を設置して、そこに基金の運用を任せただけにある。本来、地方自治体の基金は先ほど言ったような定めがあって、条例で設置が義務付けられている。この基金は条例に基づかない。つまり議会のチェックが働かない。皆さんは、議会にこれから透明性を確保するために報告しますということは、条例基金にするということなのですか。

#### 板東県民環境部次長

今後、様々な角度から検討する中で、山田委員の案も検討させていただきたいと思いますが、私は、今初めて聞いた案でございますので勉強させていただきたいと思います。

#### 山田委員

勉強させていただきたいということで、12月にどういう結果が出てくるのか楽しみにしておきます。

スポーツも大体同じような流れになっていて、先ほど中山委員からも聞かれていました。実は金額が2億3,000万円、あるいは3億3,000万円と同じ額が、年度は1年ずれるのですけれどもスポーツ王国とくしま推進基金に出されています。これも不思議だと思うのですけれども、そういう面で見たらこの基金についても様々な問題があると私は思っております。

そういう問題について引き続きいくのですけれども、職務専念義務の免除の関係も聞いておきたいというふうに思います。この前、文化立県とくしま推進会議とスポーツ王国とくしま推進会議において、人数は聞きました。当然、申請書というのがありました。何時間あるいは何日間というふうな申請期間が書かれています。それぞれどういう状況になっているか教えてください。

#### 佐川県民スポーツ課長

スポーツ王国とくしま推進会議の職務専念義務の免除につきましては、時間数は随時というところで申請しております。

#### 板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進会議につきましては、随時で年間50時間ぐらいになっております。

#### 山田委員

つまり、この問題をどうしてこんなに重視するかといたら、結局本務から離れて推進会議にということになっていって、補助金を申請する側と交付金を決定する側が同じ事務所にあるということが最大の問題なんですね、こういう仕組みがあると。それに圧倒的多数、県民スポーツ課で言ったら15人中14人というふうな状況になっているし、文化のほうもほぼ同じような状況ということですから、そういう面でも重要だということで職務専念義務の免除の問題は、ずっと指摘をしてきたわけです。

あと、具体的な問題で数点聞きたいのですけれども、一つは、事前委員会で11月15日にアンサンブル・セシリアの問題で徳島県文化振興財団に東京国税局の査察が入った、部長まで報告は上がったというような話がありました。国税局の査察が入ったのですから、事業規模を前年度並み、あるいは前年度以下にするというようにブレーキがかかるのが普通だと思うのですけれども、例えば音楽列車です。私は今まで、これは県土整備部の次世代交通課が中心だと思っていましたら、次世代交通課のほうは毎年100万円を出しているだけということで、この5月にも行われましたけれども何と1,000万円を超える事業費、前年が約400万円ぐらいですから大幅にアップしているんです。

11月15日にそういう査察が入っているとくしま記念オーケストラ事業であるにもかかわらず、漫然と1,000万円を超えると。具体的な数字も含めて、なぜそういうふうな状況になったのか。次世代交通課のほうは100万円が変わりません、圧倒的にはここです。何ですか。

吉成文化創造室長

アンサンブル・セシリアに対する税務調査を踏まえての、その後の事業ということでございます。山田委員がおっしゃるように11月15日に徳島県文化振興財団に国税局の調査があったという報告を我々受けたところでございます。こうしたことは当然、アンサンブル・セシリアに係る税務調査を行われているという認識をしておりましたが、あくまでも調査段階でございまして、調査を受けたことによりまして民間事業者の活動を制限・制約をすることができないと考えております。こうしたことから当然、その後の事態の推移というのは注視しながら進めていたところでございます。

ただ一方、今年度5月に開催した音楽列車につきましては、四国ディスティネーションキャンペーンの一環として開催したところでございます。列車に乘客していただける県内外からのたくさんの皆さんをお迎えする中で開催し、また世界的な指揮者であります秋山先生にも来ていただいて演奏したというところでございます。

予算的には今、徳島県文化振興財団の予算で1,600万円を計上しているところでございます。

山田委員

正式に額を教えてください。

吉成文化創造室長

平成28年度につきましては、徳島県文化振興財団の決算につきましては約400万円弱、390万円の決算という形で進めました。今年度につきましては、今申し上げたとおり1,600万円の予算という形で進めておりました。

山田委員

つまり、400万円弱が1,600万円に上がったということですね。

質問時間がないので端的に二つ聞いておきたい。一つは、川岸氏との関係で、徳島県文化振興財団、株式会社A、アンサンブル・セシリアで業務が始まったのは、平成24年度のとくしま記念オーケストラ第1回定期演奏会で、これは文書質問でそういう答弁がありました。川岸氏は、それ以前から徳島県に来ていたという声もあるのですけれども、川岸氏が初めにこの徳島県に来たのは、いつ頃でどういう状況だったのかを教えてください。

もう一つは、先ほどチケット収入ということも出ました。文化立県とくしま推進会議のほうでは事業収入が当然発生して、平成20年度に845万円というふうなことも計上され今は20万円ぐらいに下がってるのですけれども、これは事業収入ですから課税の対象にならないのかということについても端的にお答えいただいて、質問を終わりたいと思います。

## 吉成文化創造室長

まず、川岸氏がいつ頃から徳島県に来ていたのかという御質問でございます。東京交響楽団と一緒に来ていたということは私どもは聞いております。平成14年か平成16年か私も詳しく存じ上げないところでございます。

## 板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進会議の事業収益のお話でございます。直近のデータになりますが、平成28年度では事業収入といたしまして9万6,346円。以前は預金利息もまとめて事業収入という形でしておりました関係で、昨年度の預金利息が5万2,000円少々となっております。

事業収入の内容でございますけれども、文化立県とくしま推進会議におきましては、直営で実施している事業もございます。例えば神山で毎年、文化学校という形も実施しております。この機会に徳島県の物品販売の良さを知っていただくということで、いろいろな物販販売等もしております。その売上げという形で計上しております。

それで、委員御指摘の納税の話かと思っておりますけれども、地方税法においては確かに任意団体でも収益事業を行う場合は納税の必要があるということは書かれておりますけれども、その収益事業の定義に鑑みますと、この事業については納税義務は当たらないと解釈しております。

## 山西委員

私もいろいろ聞きたいのですが、とくしま記念オーケストラについてお尋ねをします。

事前委員会でもこの度の委員会でも、私もいろいろ質問させていただきましたけれども、今後どうするのか、今後どうしていくのかという視点も非常に大事だということを申し上げさせていただいたところであります。

この間に、いろんな事案も発生いたしました。いろいろありましたけれども、来年2月の第九コンサートを中途半端にするわけにはいかないと思っております。この度の9月定例会開会において知事も所信表明で、来年2月のベートーヴェン「第九」アジア初演100周年記念のメモリアルコンサートに向けてしっかり取り組んでいくと表明をなされております。

第九演奏会は、一昨年度から3か年で取り組んでこられたと思っておりますけど、昨年度の第九演奏会の演奏家の人数は何人だったのか、まずはお尋ねしたいと思います。

## 吉成文化創造室長

山西委員から、昨年度の第九演奏会の演奏家の人数ということでございます。委員お話しのとおり、平成27年度からホップ・ステップ・ジャンプと3年計画で第九演奏会を取り組んできたところでございます。

昨年度につきましては、2,000人を超える合唱者が御参加いただく大規模な演奏会で行われました。演奏者につきましては、84名の方に御参加をお願いしたところでございます。

山西委員

84名の演奏家だったということですが、では今年度、何人の演奏家を予定しているのかお答えください。

吉成文化創造室長

第九演奏会につきましては、まだ県外募集も進めているところでございますが、昨年度と同規模の演奏家の方々をお願いしたいと考えております。

山西委員

では、先だって行われた7月の二つの演奏会においては、演奏家の手配、管理は県が直接行う新たな体制の下で行われました。いわゆる直営と呼ばれる手法で行われたと思えますが、この来年2月に行われる第九演奏会についても、県が演奏家への手配、管理を行うのか、いわゆる直営で行うのかどうかをお伺いします。

吉成文化創造室長

今回7月の二つの演奏会から、演奏会に係る楽団員の手配などを県において直接実施してまいりました。また徳島県文化振興財団には、そうした県の事務への補助という形で新たな実施体制として進めてきたところです。そうした中で我々も培った経験と申しますか、それを更に生かして透明性の保てる中で、第九演奏会についても同じような体制で行ってまいりたいと思っております。

山西委員

来年2月の演奏会まで、残り5か月を切りました。先ほど御答弁いただいたように、この2月の第九の演奏会も直営でやるということですので、はっきり言って時間が余らないわけで、既に演奏家の手配に取り掛かっているのだろうか心配になってまいります。現在の状況についてお伺いいたします。

吉成文化創造室長

第九演奏会の演奏者でございますが、委員おっしゃるとおり、非常に多い80名を超える演奏者の方にお集まりいただくということですのでございます。既に日程も2月12日ということで決まっております。着実に演奏会が実施できるように今、手配に向けた取組に着手をしているところでございます。

今後、候補者が固まり次第、出演交渉に取り組む予定でございます。この7月の経験を生かして円滑な手配に努めてまいりたいと考えております。

山西委員

知事も来年2月の演奏会は集大成にするという決意を本会議で述べられているわけですがけれども、ベートーヴェン「第九」アジア初演100周年ということで、日本だけでなく海外からもある意味、注目を集めているのではないかと思います。

合唱団員は、昨年度は2,000人ということで答弁を頂きましたけれど、合唱団員の募集

については、どのような状況になっているのかお答えください。

吉成文化創造室長

今年の第九演奏会の合唱団員の募集状況ということでございます。合唱団員の募集につきましては、県内、県外と分けて募集を行っております。

県内の合唱団の募集につきましては、5月10日から6月30日までということで募集を行ったところ約1,200名の方からお申込みを頂いているところでございます。県外の合唱団の募集につきましては、11月30日まで募集を行っておりまして現在も受付中というところでございますが、9月13日時点で約540名の方からお申込みを頂いております。

このほか、県内の県立中学校の1,2年生の皆さん、また高校生などもたくさん今回御参加いただけるということでございまして、既に昨年度の申込者数を超えるお申込みを頂いている状況でございます。

山西委員

少し安心しました。いろいろありましたので、集まりが悪かったらどうしようかと思っております。順調に今のところ御応募いただいているということであります。ちなみに、今集まっている中に、海外から参加したいという方もいらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

吉成文化創造室長

海外からの申込みということでございますが、現時点では正式なお申込みに至っておりませんので詳しく御説明できないところでございますけれども、海外からもお問合せを頂いているところでございます。

現在、申込書の英訳を行うなど参加に向けた詳しい手続の案内も進めているところでございまして、是非海外からも御参加いただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

山西委員

今回の脱税事案が全国で報道されまして、悪いイメージが少し持たれてしまっているのではないかと感じております。そんな中で演奏会に参加してくれる方々ですから、大変有り難い皆さん方が集まってくださっていると思っております。

是非このイメージを払拭するためにも、知事も集大成で望むと強い決意で本会議でもおっしゃっていますので、ベートーヴェン「第九」アジア初演100周年メモリアルコンサートは必ず成功させないといけないと思っております。

このことについて、担当課としてどのような認識で、どのような決意で臨むのか改めてお伺いしたいと思います。

吉成文化創造室長

この第九演奏会に、どのような決意で臨むのかといったことでございます。

とくしま記念オーケストラを活用した音楽事業につきましては、6月、9月とたくさん

お時間を頂き、長時間御審議いただいたところでございます。関係事業者による脱税容疑事案の発覚を受けまして、これまでとは異なる新しい実施体制で7月の演奏会に取り組みますとともに、元請事業者、演奏家の御理解・御協力を頂き聞き取り調査を行うなど、県においてでき得る限りの調査、また状況の把握を行い委員会にも御報告させていただいたところでございます。

いよいよ来年2月には、ベートーヴェン「第九」アジア100周年メモリアルコンサートを開催するというので、既に先ほど申し上げましたとおり県内外から多数のお申込みを頂いております。ホップ・ステップ・ジャンプと3か年で取り組んできた演奏会でございます。県内外からお集まりいただく皆様に徳島県に来て良かった、また来たいと是非言っていただけるように、この記念すべき演奏会を必ず成功させると精一杯取り組んでまいりたいと思っております。

#### 山西委員

今回の事案で、事実解明を更に進める、やはり県民の皆様方の疑念・疑惑を払拭するという姿勢で、もちろんそれは臨んでいただきたいと思っておりますし、これからもそうやっていただきたい。しかし、未来に向かって、どのようにこの2月の第九演奏会を成功させるのか。あるいは、その基金の在り方だとか、これからの文化事業の在り方というのもしっかりとそういった視点を持って、改めて申し上げますが前に向いてもしっかりとやっていただきたいと思っております。

来年2月の第九演奏会は、既に多くのお申込みを頂いているということでもありますので、第九の聖地徳島というただの看板倒れにならないように、やはり気を引き締めて限られた時間、最善の努力を行っていただきたいと思っております。

理事者においては今回の事案を踏まえて、しっかり反省すべきは反省をして、そして改めるべき点はしっかり改めて、万全の体制で臨んでいただくということを改めてお願いをしておきたいと思っております。

とくしま記念オーケストラはここで置かせていただきますが、部長から冒頭に説明がありました、外部団体の基金等の設置状況についてお伺いをいたします。

3番目の保育士修学資金等貸付事業から5番目のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業までの、いわゆる貸付事業について、その基金がどのように運営し管理をされているのか御説明を頂きたいと思っております。

#### 中川次世代育成・青少年課長

まず私のほうからは、保育士修学資金等貸付事業について御説明をさせていただきます。この事業につきましては、国が示します事業スキームに基づきまして、実施主体である社会福祉法人徳島県社会福祉協議会に設立いたしました、保育士修学資金等貸付事業に対し補助を行っているものでございます。

財源内訳で申し上げますと、国が10分の9で県が10分の1という負担割合になってございます。この制度につきましては、待機児童の解消策といたしまして保育人材を確保するという事業目的で行われているものでございまして、貸付終了後に保育士として一定期間従事するなどの条件が整いましたら、返還免除となる規定も設けられているところでござ

います。

この貸付事業につきましては、国が定める要綱等に従い実施してございまして、会計経理を明確にするために社会福祉協議会が特別会計を設置して執行しているところでございます。なお、貸付決定の際には、県庁の関係課、あるいはその関係団体の職員等で構成いたします保育士修学資金等貸付選考委員会で諮りまして決定することとしており、適正に管理・運営しているものと考えているところでございます。

脇田こども未来応援室長

続きまして、私のほうからは退所児童自立支援資金貸付事業と、その次のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について、併せて御説明をさせていただきます。

先ほどの保育士修学資金等貸付事業と同じように国の事業スキームによりまして、退所児童自立支援資金貸付事業は徳島県社会福祉協議会、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業においては徳島県母子寡婦福祉連合会を実施主体としまして設置した貸付事業に対して、県が補助をする形で実施しており、会計を区分して管理しているとともに、貸付決定については同様に選考委員会に諮って決定されております。

財源については、国が10分の9と県が10分の1ということで、先ほどの保育事業と同じようになっております。

制度の目的としましては、退所児童自立支援資金貸付事業においては、児童養護施設等を退所した児童に対する自立促進のため、住居費や資格取得費用等を貸し付けるもので、貸付終了後、一定期間引き続き就業継続するなどの条件により返還免除の規定が設けられております。また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業につきましては、ひとり親家庭の親に対する自立促進を目的に、就職の際に有利となる資格を取得しその資格が必要となる業務に従事する際に要する資金を貸し付けるもので、貸付終了後、一定期間引き続き就業を継続するなどの条件により返還免除の規定が設けられております。

山西委員

国の制度に基づいて管理をし、運営をしているということであると思います。

それでは7番目ではありますが、平野文化振興基金につきまして、その適正な管理や基金の運用管理に関する確認方法はどのように行っているのかお伺いいたします。

板東県民環境部次長

7番目の平野文化振興基金の資金の確認等についての御質問でございます。

平野文化振興基金でございますけれども、県に在住の方から頂きました寄附を財源といたしまして、公益財団法人徳島県文化振興財団に寄附金として造成しておるものでございます。運用益をもって事業に充てる関係で現在、金利が低い状況ではございますけれども、国債等の有価証券あるいは大口定期という形で運用をいたしております。

事業の実施に当たりましては、寄附者の方の御意向を踏まえるとともに、毎年度、事業計画及び実績報告を御説明いたしておるところでございます。

また、徳島県文化振興財団におきましても通常の財団の監査を受けますとともに、基金の運用状況、あるいは基金残高について報告するといったことで、県にも同様の報告を頂

いているところでございます。そういった流れの中で、基金の管理を行っているということでございます。

#### 山西委員

続きまして9番、10番目であります。独立行政法人環境再生保全機構が管理するPCB廃棄物処理基金及び石綿健康被害救済基金について同じように、どのように運用され管理をされているのかお伺いいたします。

#### 阿宮環境指導課長

ポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCB廃棄物処理基金についてでございます。

この基金につきましては、平成13年に制定されましたポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、それから環境事業団法の一部改正によりまして、国と都道府県のいわゆる出捐で創設されているものでございます。

県からの拠出につきましては、都道府県ごと国勢調査の人口割りに基づくものとなっております。平成13年度来、積み立てているものでございます。なお、その後の平成16年、国における機構改革に伴いまして、この基金及びこの基金による事業につきましては、独立行政法人環境再生保全機構法に基づきまして設置された政府全額出資の独立行政法人環境再生保全機構に継承されて以降、現在に至るまでの間、当該機構のホームページにおきましてその基金の残高ですとか、部長からも御説明がございました助成の実施状況等につきましても公開されておきまして、適正に管理されているものと考えているものでございます。

#### 津田環境管理課長

10番目の石綿健康被害救済基金について、御説明させていただきます。

この石綿健康被害救済基金につきましては、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、独立行政法人環境再生保全機構において基金を造成しております。この基金につきましては、平成18年に法律が施行されまして、国、地方公共団体、事業主の拠出金により造成されております。

本県におきましても、平成19年度から平成28年度まで毎年1,065万円、総額1億650万円を拠出しているところでございますが、この拠出金につきましては平成28年度をもって地方自治体の拠出は終了しております。

また、運用や管理につきましては、石綿による健康被害の救済に関する法律及び関係法令に基づき執行されておきまして、財務状況や救済給付の状況とか実施状況につきましては、同機構のホームページの石綿健康被害救済業務勘定として公開されるなど適正に管理しており、また環境省におきましても監査という形で適正に管理されているところでございます。

#### 山西委員

御説明をそれぞれ頂きました。いずれも国の制度や法令に基づくものでありまして、適正に管理・運用されているのだろうというふうに理解をいたしました。しかしながら今後

とも県として、基金の説明責任が果たされるようにしっかりとチェックをし、緊張感を持って基金の運営に当たってもらいたいというふうに思います。

あと1問だけ、かねてから気になっておりました児童虐待について、お伺いをしたいと思います。

昨年度、県内の児童虐待の件数が658件でありまして、過去2番目に多かったというふうに思います。この件数について、担当課としてはどのように認識をしているのか。また今後の見通しはどのように予測をしているのか、お伺いしたいと思います。

脇田こども未来応援室長

児童虐待についての御質問でございます。

先ほど委員がおっしゃいましたけれど658件ということになっておりまして、虐待につきましては県民の意識の高まりでありますとか、それから通報窓口、児童相談所全国共通ダイヤルの周知でありますとか、また警察はじめ関係機関との連携が進んだことによりまして、件数が増えております。

通告の増加は、深刻な虐待の未然防止にもつながっていると考えられると思います。また虐待につきましては、今年はほぼ横ばいですが、今後も増加する可能性はあると考えております。

山西委員

数が増えたから必ずしも悪いというよりは、私の感覚でも今、室長からも御答弁を頂いたように、未然に外に出るようになってきたと。早めに対応できるようになったという意味では、いいことと思います。

ただ今後、更に伸びていく可能性があります。児童相談所がこれまでやっていた軽微な事案については、市町村の役場が対応するようになったということで、特に小規模の町村はなかなか対応しきれないという状況もあると思います。住んでいる場所によって格差があってはいけませんから、やはり市町村ともしっかりと連携をして、児童虐待の万全の体制を整えていただきたいということをお願いして質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

庄野委員

私のほうからは、さきの本会議の代表質問において、部落差別解消推進法についていかに県民の皆さんに浸透させていくのか、また部落差別のない社会を実現するためにどのように取り組んでいくのかという視点で質問させていただき、知事から答弁を頂いたところでございます。その中身についてもう少し詳しく、今後県としてはどのように取り組んでいくのかということをお聞きしていきたいと思います。

まず、部落差別解消推進法で定めている地域の実情に応じた施策を展開していくために、市町村や隣保館が参画する人権行政ネットワーク連絡会議を設けるといってございましてけれども、その目的と会議の内容についてお伺いしたいと思います。

正木男女参画・人権課長

ただいま庄野委員より、人権行政ネットワーク連絡会議について概要、中身のお尋ねがございました。昨年の12月に施行されております部落差別解消推進法には、地方公共団体は地域の実情に応じて部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実でありますとか、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発について施策を講ずるよう努めるものとされているところでございます。この人権行政ネットワーク連絡会議につきましても、このような法律の趣旨を踏まえまして、地方公共団体として地域の実情に応じた実効性のある取組を検討し、展開につなげていくというようなことを目的として設置する会議でございます。

このため各地域におきまして、住民の皆様により身近なところで様々な人権課題の解決に向けた取組を展開されております市町村、それから隣保館の参画を得る形をとりまして、部落差別の解消に向けた施策の創造などに向けてより有益な協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

この会議の中身でございますけれども、部落差別の解消を推進していくために、まずは県、それから市町村、隣保館の緊密な連携協力関係を構築してまいりたい。その中で、各地域における現状や課題の把握、そして情報の共有をしていく。さらに、課題解決に向けた施策についての検討のほか、その他の様々な人権課題に係る取組を含めまして、各地域、各現場における課題、御意見などをベースとして、協議・検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、よりきめ細かく対応していくために、圏域を東部・南部・西部の3ブロックに分けて、ブロックごとに会議を運営してまいりたいと考えております。10月をめどに会議を設置するべく今、準備を進めているところでございます。この会議の立ち上げを機に、市町村、隣保館と緊密に連携をいたしまして、部落差別の解消を推進するための地域の実情に応じた実効性のある施策の創造、事業展開に、よりしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

3ブロックに分けて10月をめどに行っていくということで、しっかりと市町村そして隣保館の職員をはじめ、県も含めて取り組んで進めていただきたいと思います。

次に、部落差別解消推進法を実施していくということに当たって、相談体制の充実、教育啓発の推進など、市町村の隣保館が果たす役割というのは非常に大きいというふうに私は思っておりますけれども、このことについて県としてどのように対応しているのかということをお伺いします。

#### 正木男女参画・人権課長

ただいま、隣保館の果たす役割が大きくなったが、どのように県として対応していくのかということで御質問を頂いております。

この部落差別解消推進法の施行を踏まえまして、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるということで、これが地方公共団体の責務ということで明記されたところで、より実効性の上がるような施策展開が自治体には求められておるということでございます。

このような状況下におきまして、特に各地域の皆様により身近なところで人権施策を展開す

る隣保館の役割というのが、ますます重要となってくると認識しているところでございます。県はこれまでも、このような隣保館の運営に対しまして、いろいろな支援を行ってきております。例えば、運営の中で隣保館が実施しております生活相談でありますとか、人権に関わる相談などの相談事業、人権に関する理解を深めるための啓発・広報活動のような事業、更に広く地域の住民の皆様を対象としましたクラブ活動でありますとか、レクレーション、文化芸術活動のような交流を促進するということで地域の交流事業。このような隣保館が実施します事業について、補助ということで支援をしてきているところでございます。

また一方で、この隣保館の職員に対しまして支援ということで、職員の資質を向上させていくということでスキルアップの研修でございますけれども、このような研修事業につきましても、県の事業という形で支援させていただいているところでございます。

このようないろいろな隣保館の行います様々な人権施策について、支援を行ってきているところでございますけれども、更にこの支援事業につきましても、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

加えて、今回設置をいたします人権行政ネットワーク連絡会議につきましても、隣保館の参画を頂くこととしておりまして、その会議の中で隣保館における今後の運営面での課題でありますとか取組についても議論ができるものと考えております。

このような会議での議論をしっかりと踏まえまして、隣保館におけるより実効性のある取組が展開できるように、県としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

是非、県としても今のような部分で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

それと、質問の中の回答でも、県民に対して部落差別解消推進法の周知を図っていくことが重要であるということで、県においては本県オリジナルの広報チラシを作成して、関係機関のほかコンビニエンスストアなどに配布するというところで答弁いただきました。何枚ぐらい作成をして、どのようなところに配布していく予定なのかお伺いします。

#### 正木男女参画・人権課長

今回、作成配布いたします本県オリジナルのチラシの枚数と、どこに配置していくのかという御質問でございます。

県につきましては、この部落差別解消推進法を皆さんによく知っていただくということで、いろいろなイベントとか様々な機会を通じて周知してきたところでございますけれども、更に浸透させてまいりたいということで、改めて本県オリジナルのチラシを作成させていただいております。これは、3万部作成をしております。チラシの両面に書かれている表現について、読み上げる音声コード付きのチラシとさせていただいております。

このチラシですけれども、県のホームページでも既に公開をしております。ダウンロードできるようにもしております。配布先といたしまして、この10月からあいぽーと徳島を通じまして、例えば県内の小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、いわゆる学校関係のほうにも配布させていただきます。あと、市町村、県の関係機関にも配布をさせていただきます。それから、国の徳島地方法務局、人権関係団体にも配布をさせていただきます。

い。さらには、マスコミ関係にも配布をさせていただきたいと考えております。さらに、県と包括業務提携をしておりますコンビニエンスストアということで、ローソン、ファミリーマート、セブンイレブンにも配置をさせていただいて、広く県民の皆様手に取っていただけるように対応してまいりたいと考えております。

今後とも、部落差別解消推進法の浸透を図っていききたいということで、講演会でありますとか各種イベントを通じまして様々な機会を捉えて、しっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

詳しく報告いただきまして、ありがとうございます。前のときにも言いましたけれども、部落地名総監をインターネットに上げて、その情報を削除しない悪質な方もいます。いろんな事件、差別事象がございます。また、インターネットなどにも悪質な書き込み等々もございます。国会の議員立法で部落差別解消推進法ができたということは、本会議のときにも言いましたが、やはり今もなお、結婚差別、就職差別、いろんなひぼう中傷の差別事象が存在するというふうなことを認めた法律でございますので、趣旨にのっとり、これから市町村とか隣保館等々と協力、連携しながら部落差別のない社会の実現のために、引き続き県としてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、あわぎんホールのごことで少しお聞きしたいと思うのですが、今日も新聞の読者の欄にもあわぎんホールの内装とかが少し老朽化してきていて展示するのに困っているという趣旨の手紙がありました。

あわぎんホールは一度、改修した記憶があるのですが、建ってから何年ぐらいたって、改修や建替えるような予定は今のところないのですか。

#### 板東県民環境部次長

あわぎんホールの施設に関するお問合せでございます。あわぎんホールにつきましては、平成17年度に耐震補強工事と併せましてリニューアルに着手したということで、平成17年度の12月から1年半ぐらいかけて改修をいたしております。そのときにホールの音響等可能な限りの手を入れたということでございまして、現段階では改修といった計画は立てていないところです。

それと、委員お話しの今朝の徳島新聞の読者の手紙のことだと思いますけれども、我々といたしましても様々な利用者の方から改良要望等受けておるところでございまして可能な限り、その御意見を踏まえた改修と経年劣化等によりまして貸出しの設備等が古く故障間際の部分もたくさんございますので対応しているといったところでございます。

ただ、財源的な部分と現在、非常に利用率が高い関係もございまして、その辺の利用の兼ね合いから順次、計画的に対応しているところでございます。今日、ワイヤーの話とかカーテンの汚れとかいろいろありましたので、私も早急に徳島県文化振興財団に確認して対応したところでございます。

徳島県文化振興財団といたしましても指定管理の中で、清掃あるいは設備の対応というのは十分気を付けているところではございますけれども、やはり利用者からすれば、物足りないというのは当然のことだと思いますので、今後ともできる限りの対応をさせていただ

きたいと考えております。

なお、建設は昭和46年に開館という形になっております。

#### 庄野委員

昭和46年といったら、かなり老朽化はしてきているという気はいたします。今、徳島市立文化センターが閉館でしょう。前は、文化センターでいろんな歌手のコンサートとかがよくあったんですよ。今は、ほとんど鳴門市文化会館でして井上陽水が来てもそこだし、アスティとくしまはジャニーズがよく使っているようですけれども、あれだけ大きなキャパでのコンサートは普通の歌手はなかなかできない。1,200席から1,500席ぐらいの音響環境のいいところでコンサートするのがいいだろうという気はしていますが、徳島市が音楽・芸術ホールを建設予定ということですけど、なかなか前に向いて進んでいない。あわぎんホールがもう少し収容人数が多くてコンサート対応ができるようなところだったら、もっと徳島市内に歌手とか来てくれるのではないかという気がします。

県もアスティとくしま以降、手を着けていないので、あわぎんホールが、もしリニューアルとか新しくする計画をつくるのであれば、そうしたコンサートみたいなのができるように、なかなか難しいかも分からないけどそういうふうなことを思いました。

それと、ヒアリとかアルゼンチンアリとかの特定外来生物ですけれども、最近、特にレンコンを食い荒らすミシシippアカミミガメなんか非常に繁殖しているように思います。とくとくターミナルのところの用水路をのぞいても20匹ぐらい大きいのが泳いでいるような状況で、私の地元の多々羅川においても今までは余りいなかったのですけれども、この間、大きなミシシippアカミミガメが泳いでいると。本当に、そういう外来の固有ではない生物が繁殖している気がしたので、そこらの駆除の方法と、もう少し効果のある対策をやったほうがいいのではないかと。いろいろ調査してわなをかけたり、捕ってきたら賞金を出すとか、カメだから食べられるのかなと思ったり、そんなことも考えながらやっていかないと、食い散らかされて生態系が非常に悪化するという気がしましたので、そこらの対応についてお聞きしたいと思います。

#### 河崎環境首都課長

ただいま庄野委員から、ヒアリ等の外来生物対策についてお尋ねを頂きました。

外来生物対策は非常に広うございます。外来生物につきましては、本来そこにある生態系を壊してしまうという危険性をはらんでおります。特に天敵となる生物がいなかったりが多いということで一旦侵入いたしますと、短期間で多量に繁殖をいたしまして、在来種の捕食とか駆逐といったことを行ってしまうということで、多々問題が生じておることは承知しております。

平成28年10月1日現在、国におきまして132種類の動物とか植物を特定外来生物ということで指定をしております。外来生物は海外起源の外来種でございますけれども、特定外来生物というのは外来生物であって、生態系でありますとか、人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、また被害を及ぼすおそれがあるもののことをいうところでございます。国におきましては、この外来生物による生態系への被害防止を目的に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を平成17年6月に施行いたしまして、こ

の特定外来生物につきましては、買ったり、栽培したり、輸入等を制限しているところがございます。

また県におきましては、希少野生生物の保護及び継承に関する条例を制定いたしまして、外来種対応について扱いを規定しております。条例の主な内容といたしましては、侵略的な外来種を放つということを禁止しております。また、侵略的外来種からの希少野生動植物の保護、それから外来種に関する情報の収集及び情報の提供といったことを積極的にやっというところを規定しております。

本来、外来種の駆除となりますと、外来生物法でいいますと国の環境省が現実的には責任を負うわけでございますけれども、県といたしましても、実際には施設管理者とか土地所有者が主体で行わざるを得ないことが多いということもございまして、例えばアルゼンチンアリの対策としましては、駆除等も地元と協力しながら今、津田海岸地区とか藍住・鳴門地区で実施しておりますところでございます。これから効果的な外来生物対策ということをしつかりと研究、勉強いたしまして、地元と情報提供なり協力関係をしっかりと構築して対策をとっていきたくて考えております。

#### 庄野委員

カメはどうですか。ミシシippアカミミガメ、いわゆるミドリガメですけれども、鳴門のレンコン畑周辺ではカメにわなを仕掛けて捕獲をしたり、マーキングをやられているようでもありますけれども、屋外で立派に繁殖しているんです。それを止めるためには、絶対数を減らすか、そんなことできるかどうか分かりませんが捕まえてオスだったら繁殖機能をなくして放すか。

これは具体的にやはり、カメの駆除をするには県が中心にならないといけないのですかね。もうこれ以上は言いませんけれど、かなり今も困っているし、これからも農業とか生態系に及ぼす影響というのはミシシippアカミミガメ一つをとっても、かなり深刻なものがあるのではないかと思いますので一つの警鐘として、いろんな県外の情報交換もしながらやっていっていただきたいと思います。

#### 井川委員長

長時間になりましたので、10分ほど休憩いたします。（15時16分）

#### 井川委員長

それでは再開いたします。（15時24分）

#### 西沢委員

徳島県に、悪魔の島と呼ばれている所がありましたよね、牟岐町の大島です。何年前かに、マダニの感染で亡くなりましたよね。あれから以降、そのことを調べてみたら、今まではこのマダニで感染した人たちは闇に葬られ、表に出てこなかったんです。その当時、馬原先生が、世界中を講演してまわられました。そういう実態を周りの先生と話して、これではいけないと知らせるために各地で病院の先生を集めてやりました。牟岐町の大島だけの生息で、マダニがリケッチアという病気を持っていて、人によっては感染して亡くな

ると。それだけでなく、室戸のほうから淡路島を越えて兵庫県のほうまでこういうマダニがいるということも教えていただきまして、大島が特別な島ではないということでありました。

それ以降、数年前に新たなマダニの病原体が発見されたという話を聞きました。大島で人が亡くなって以降、知らしめてかなりの人が助かりましたけども、それでもまだ亡くなってる人が徳島県でもいるというふうに聞きますが、どんな状態でしょうか。

（「外来種はここだけど、これは危機管理部でないか」と言う者あり）

範囲が少し外れているということで、分かりました。では今度、伝えておいてください。

結局、この一番最初の何年か前にやったように、知らしめる努力を度々やってもらいたい。例えば徳島大学の医学部なんかで、地域に発生してる病気として医者の方に、こういう病気はこう治療するんだよということを教えてほしい。そうしたら、段々みんなが協力していきだろろうということです。そして各病院にも、そういうリケッチアのマダニの病気のことをポスターみたいなので貼ってもらいましたけれども、剥がされてなくならないように貼ってほしいというふうに思います。

#### 島田副委員長

私から、2点お聞きしたいと思います。外部団体に設置している基金等に関しまして、今回資料に基づき説明、質疑がありました。このうち、文化立県とくしま推進基金とスポーツ王国とくしま推進基金の二つについては、重清議員が代表質問において、事業執行の透明性の面からみて問題があることから、この際直ちに見直しを行うべきではないかという質問をいたしました。それに対しまして知事から、12月定例会に向けて透明性を高めるための改善策を打ち出すとの答弁がありました。

理事者においては、議会の指摘を重く受け止めて真摯に対応するとともに、12月議会までにしっかりとこの改善策を打ち出せるように、私のほうからも強く申入れをしたいと思っておりますけれども、それについていかがでしょうか。

#### 田尾県民環境部長

今、島田副委員長のほうから、文化立県とくしま推進基金、それからスポーツ王国とくしま推進基金につきまして御指摘を頂いたところでございます。

これらにつきましては、今議会での御論議を十分に踏まえまして12月定例会に御報告できるように、より透明性を高めた改善策というものを検討してまいりたいと考えております。

#### 島田副委員長

また、そのほか県民環境部が所管する6基金について、今聞いた範囲の中では特に問題があると思われるものはなかったと思いますが、外部団体において、常に基金が適正に管理運用されて目的どおりにその基金が使われて効果的に事業が執行されているかどうかは、県が常に目を光らせて監視みたいによりしっかりと見ていただきたいと思っております。

今後、外部団体に拠出する基金の適正管理に向けては、どうされると思っておりますか。

田尾県民環境部長

外部団体に設置しております基金全般でございますが、これらのお金につきましては、今日御説明をさせていただきましたものは、県単独で実施しているものから、国の制度設計に基づいてやっているようなものもございます。

しかしながら、再々御指摘を頂いておりますように、公金を拠出して外部の団体とかに基金を造成をしておるものがございますから、我々としてもしっかりとその管理が適正に行われているか折々に機会、方法をつくって、しっかりと管理がされているか見極めてまいりたいと思います。さらには、必要などころに必要な資金が行き届くように適正な利用ということにつきましても、しっかりとPRするなど努めてまいりたいと考えております。

島田副委員長

今、御答弁があったように、しっかりと今後ピンチをチャンスに持っていけるように頑張っていたらと思いますので、よろしくをお願いします。

井川委員長

私もこの間の一般質問で、本当にこの文化行政をしっかりとやってほしいと、これ以上、広げないでほしいということで質問をさせていただきました。そのときに、この文化行政を一新というか、本当に県民に耳を傾け一からやり直してほしいということで、それに対するお答えも頂いたと思うのですが、もう一度部長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

田尾県民環境部長

委員長から、改めて御指摘を頂いたところでございます。

この度、いろいろこの事案に関しましては、県民の方々が抱くことになった本県文化行政に対する不満でありますとか、不信感そういうものにつきましては、我々担当者として痛切に受け止めているところでございます。自主性を持った事業の実施でありますとか、公金によりこれが行われているという意識、民間感覚での更なる工夫、こういったものを改めて肝に銘じているところでございます。

事案発覚後に開催いたしました文化立県とくしま推進会議をはじめ、いろんなところで各種の文化関係者の方々から御意見もお伺いをいたしました。そうした中で、正すべきはきちんと正すべきであると、あるいは県民の活躍の場をスキルアップする機会を充実すべきだと、また伝統文化の担い手育成を強化すべきだと様々な御意見を頂いたところでございます。文化行政の信頼回復に向け、これまで以上に県民の皆様の声にしっかりと耳を傾け施策に結び付けることが重要であるというふうに、強く思いをしているところでございます。

本会議で委員長からお話がありましたとおり、東京オリンピック・パラリンピックまで3年を切ったというこの今、本県にとって非常に大事な時期を迎えており、ここで本県文化行政が新たなスタートを切るためにも、これから始まる新年度の予算編成作業において、県内各地で文化活動に取り組まれている方々の視点に立ち、これまで頂いた御意見を

踏まえるとともに様々な角度から検討を重ね、具体的な施策に反映させてまいる覚悟でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

井川委員長

6月議会そして今議会と、この総務委員会でもオーケストラ事業の問題に関して、本当に時間も費やして一生懸命みんな考えてきました。もう二度とこういうことは繰り返さないように一生懸命頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま、審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

最後に、今回、重清議員の代表質問をきっかけに、今付託委員会において外部団体への基金等の設置状況について理事者からの報告を受け、各常任委員会で審議を行っているところであります。

各委員会の正副委員長とも協議し、それぞれにおいても特に問題がないとのことであれば、文化立県とくしま推進基金とスポーツ王国とくしま推進基金以外の、その他の外部団体に設置する基金についても、これまで以上に透明性を確保することに留意するとともに必要に応じて議会への報告を行うなど適正な執行に努めることを、各委員会を代表し総務委員長報告として理事者に申し入れることにいたします。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、10月31日に県中央部において、環境対策の推進や次世代育成、警察署の管内概況に関する調査のため、関係施設を視察したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（15時37分）